

干渉理論の展開における連続と不連続

藤 澤 巖*

Summary

It is commonly said that Emmeric de Vattel (1714-1767) is the first to have established the principle of non-intervention among Sovereign States in international law. However this notion is at most imprecise. Although it is true that he constructs his theory of international law upon the conception of a state of nature among Nations and thus asserts the non-intervention among them, it is only in this macroscopic conception of the international society composed of Sovereign entities and its logical consequence, non-intervention, that we can see his contribution to the doctrine of intervention. For other two components of the doctrine, however, Vattel cannot be called the founder.

First, according to Vattel, on the one hand, the principle protects only that government which is legitimate in the sense that its Nation, the true holder of sovereignty, recognizes it. On the other hand, in the later doctrine of Lassa Oppenheim, one of the most influential scholars at the beginning of the twentieth century, it is any government *de facto* in control of the territory and population of the State that the principle places under its protection. Thus, there is a marked discontinuity between Vattel and Oppenheim. Behind this, moreover, lie their different conceptions of the subject of international law, Sovereign State. While Vattel regards a Nation or State as a collectivity of individuals, for Oppenheim, a State means an abstract entity distinct from the people.

Second, to Vattel, it is only consent and treaty that can justify coercion by a foreign Nation. To Oppenheim, however, there are legitimate grounds of intervention such as enforcement, self-preservation, balance of power, and humanity, other than consent and treaty. Again there is a discontinuity.

Thus there exists a great discrepancy between the doctrine of Vattel and the later doctrine. What caused such discontinuities? In my view, it is their difference of the concept of law that is responsible for it. It is well known that Vattel believed in the metaphysical law of nature, which led him to deductive reasoning. Therefore Vattel's doctrine of intervention is deduced from the abstract axioms and principles such as a state of nature, natural liberty, national sovereignty and voluntary international law. Oppenheim, on the contrary, takes positive law as the only genuine law, which in his doctrine of intervention first of all brings about inductive reasoning based on the observation of actual practices of States. In addition, his concept of positive law and the adoption of inductive reasoning also led him to adopt certain standards for evaluating State practices, and even partial deductive reasoning from the concept of positive law

* ふじさわ いわお 東京大学大学院総合文化研究科博士課程

itself.

It is desired that this article will shed some light on the contemporary debates on intervention, especially on the argument that refers to Vattel as its justification.

第1章 問題の所在

第1節 ヴァッテルと不干渉原則

国際法上国家に対する不干渉原則を確立したのはヴァッテル (Emmerich de Vattel 1714-1767) であると一般に言われる。例えば国際法辞典 (Encyclopedia of Public International Law) の不干渉原則の項目においては、「明らかにヴァッテルが法原則としての不干渉を要求した最初の人物である」とされている。

しかしここですぐに問題になるのは、一体いかなる意味でヴァッテルにおいて近代国際法の不干渉原則が確立したと主張されているのか、ということである。その点に関しては大まかに言って二つの考えが存在する。一つは不干渉原則を巨視的な観点から見る考えであり、もう一つは、具体的なヴァッテルの不干渉原則についての議論が、近代国際法の不干渉原則理論の原型となったとする考えである。

ヴィンセント (R.J. Vincent) は、グロティウス (H. Grotius) には主権並存社会という観念は存在せず、したがって不干渉原則を確立する基盤が存在しなかったことを指摘する。そしてホブズ (T. Hobbes) における自然状態としての国際社会観念の導入と国際法の否定から、プーフENDORF (S. Pufendorf) による諸国の法的平等の主張を経て、ヴォルフ (C. Wolff) とヴァッテルにおいて不干渉原則の最初の明快な表明がみられるとする。彼によれば、ヴォルフは世界国家 (civitas maxima) の概念の導入によって不干渉原則の明快な言明を混乱させているのに対して、ヴァッテルは諸国の絶対的な自由と独立を基礎に国際法を構想し、不干渉原則を主張したのである。²すなわちヴァッテルにおいて主権併存社会とその社会の法としての近代国際法概念が確立し、その論理的帰結として主権間の不干渉が近代国際法上の義務として成立したということである。しかしながら注意する必要があるのは、ここでは不干

渉原則は、主権併存社会においては主権間の不干渉が原則になるというような非常に大まかな意味において成立するに過ぎないということである。

その一方で、巨視的な意味のみならず、ヴァッテルの具体的な干渉理論がその後の国際法・国際法学の干渉理論の原型となった、と主張する学説も存在する。例えばウィンフィールド (P.H. Winfield) は、ヴァッテルの議論の構造が近代干渉理論の萌芽であると考えている。ヴァッテルの干渉論は、通常時における絶対的不干渉と、内乱時におけるその例外という構造を持っていた。ウィンフィールドによれば、この不干渉原則と内乱に対する干渉という構造の上に、後になって、国家間関係に対する干渉と国際法違反にする救済手段としての干渉という概念が、寄生的 (parasitic) に成長を遂げたのである。³このような近代干渉理論の理解に立って、彼は内乱時における干渉の正当化事由を中心に干渉理論を構成している。⁴

また田畑は、ヴァッテルにおいて初めて不干渉原則が強く主張され、それがフランス革命時や19世紀初頭に、大陸諸国の君主制支持の干渉に対抗するために、実行上主張され、定着したとする。⁵すなわち、ヴァッテルの不干渉原則と、フランス革命時や神聖同盟に対抗するために主張された国家実行上の不干渉原則の間の連続性を主張している。

他方、ヴァッテルの不干渉原則と、19世紀以降の不干渉原則の不連続性を認める見解もある。⁶ロウ (V. Lowe) によれば、ヴァッテルにおいては、今日では国際法と国内公法に区別される分野の両方が議論の対象とされていた。そしてそこでは、人民主権的な国内的正当性と、対外的独立・不干渉原則が不可分に結び付けられていた。その結果、抑圧的な君主に対する人民の抵抗を支援するための外国の干渉は、不干渉原則の例外として正当化されていた。⁷しかしながら彼によれば、このような国内的正当性と不干渉原則の結びつきは、19世紀において失われたのである。⁸ここでは、ヴァッ

テルの不干渉原則と19世紀以降の不干渉原則は、その主体・保護対象が異なることが示唆されている。これは、ヴァッテルの不干渉原則が、現代国際法学における国家主権・不干渉原則よりも、むしろ自決権に近いことを含意するという点で、両者の質的相違を指摘するものである。⁹

第2節 視座と構成

これらの学説から、巨視的な枠組み、例外についての議論、その主体・保護対象という、三つの点について、ヴァッテルとその後の学説の関係を問題にできることがわかる。この点を念頭に、本稿では、伝統的国際法学の干渉理論とヴァッテルの干渉理論を比較検討し、干渉理論の歴史的展開におけるヴァッテルの位置づけを明らかにする。そしてヴァッテルに巨視的な意味での不干渉原則の存在は確認できるが、ロウが示唆するようにその主体が異なり、また正当化される干渉の諸類型などの詳細な議論は見出せないことを示す。

また本稿では、ヴァッテルとその後の学説の間にこのような連続性、不連続性が見出される理由・原因も明らかにする。ロウは、19世紀以降の学説・実行をヴァッテルの不干渉原則の歪曲と断定し、抑圧された人民への支援を認めるヴァッテルへの回帰を主張する。¹⁰このような主張を根拠づけるためには、ヴァッテルの干渉論がいかなる理由で19世紀に放棄されたのか、そしてその理由が現在ではもはや無効になっており、ヴァッテルへの回帰が可能なことの検証が不可欠なはずである。ロウの主張は、19世紀における自然法の放棄、現代におけるその再生を前提としていると解釈できるが、彼の議論はこの点について十分とは言えない。¹¹

この連続性、不連続性の原因として、本稿ではロウの示唆に従い、特に両者の法源・方法論の相違に注目する。従来一般に、ヴァッテルが自然法論を採用しているのに対し、19世紀の国際法学は実証主義の時代であるとされる。¹² そうだとするならば、両者の方法論の相違が、その記述する国際法の内容に反映しているのではないかと考えることができる。¹³ なぜなら、自然法論は法を超経験的な存在と捉え抽象的に議論するのに対して、実証主義は法を社会の中に経験的に観察される事実とみ

なし、したがって現実の社会とそこにおける国家実行という経験的事実を検討の対象にすると思われるからである。ただし検討においては、議論の演繹性・帰納性という単純な理解を先験的に前提にはせず、より詳細に、演繹的議論においていかなる公理がいかなる基準によって採用されているのか、帰納的議論において国家実行のいかなる判断基準がいかなる理由に基づいて適用されているかを検討する。連続、不連続の理由を明らかにするためには、単純な二分法を越えた、両者の理論的・方法論的前提と、その干渉論への影響の、より厳密な理解が必要だからである。

まず次章において、伝統的国際法学の干渉理論を、オッペンハイム (L. Oppenheim 1858-1919) の議論を例に検討し、その特徴を明らかにする。第3章においては、第2章で明らかになった諸特徴に照らして、ヴァッテルの干渉理論を検討し、両者の間に決定的な差異が存在することを明らかにする。そしてその相違が、両者の法源・方法論の違いによってもたらされていることを明らかにする。第4章が結論である。

第2章 伝統的国際法学の干渉理論

本章でオッペンハイムの干渉理論を検討対象に選ぶのは、彼の議論が第一次世界大戦以前の伝統的国際法学の通説的見解であり、現代国際法における干渉論の展開の前提となっていると考えられるからである。すなわち、オッペンハイムの体系書は、第一次世界大戦以前に代表的な体系書であったのみならず、著者の死後も改訂が重ねられ、第二次世界大戦後においても代表的な体系書の一つに数えられている。¹⁴ そして1955年の第8版においても、オッペンハイムの干渉論の基本的構造は維持されている。¹⁵ したがってオッペンハイムの干渉論は伝統的国際法学の代表的見解であり、戦間期以降の干渉論の展開の出発点とみなすことができる。

検討においては特に、彼の採用する法源・方法論の観点から彼の干渉論の構造を理解することを目指す。したがって以下では、まずオッペンハイムの法源・方法論を確認し、次に彼の干渉論の具

体的内容を概観する。そして最後に、オッペンハイムの干涉論の構造を彼の法源・方法論から明らかにする。

第1節 オッペンハイムの法概念・法源・方法論

オッペンハイムは自然法を明示的に否定し、実定法 (positive law) のみを法学の対象とする。¹⁶ その結果、実定法を検討するための前提として、それが存在する現実の社会の認識が必要になる。彼は、国際社会が上位者を戴かない独立国家の併存からなるという現実認識を前提としている。そして、このような社会でも存在しうるような実定法の定義を導き出している。彼の法定義は、直接的には、集権的立法・執行機関の欠如をもって国際法の法的性格を否定するオースティン (J. Austin 1790-1859) の法概念への反論をなす。¹⁷ オッペンハイムによれば、およそ国際法学の成立以来、国際法規則が法的拘束力を持つか否かが議論されてきており、19世紀においてはオースティンやその弟子達が、国際法の法的性格を否定してきた。¹⁸ 彼らは法を、主権的政治権威によって定立され執行される、人間行動についての規則の総体と定義している。彼らの定義が正しいならば、主権的政治権威が存在しない主権国家間に法は存在しない。しかしながらオッペンハイムによれば、慣習法の存在を説明できない点で彼らの定義は誤っている。¹⁹ そこで彼は、道徳と法とを比較することによって、「法とは、ある共同体 (community) の内部における人間行動の準則の集合で、外部の権力によって執行されなければならないことについて共通の同意 (common consent) が存在するものである」²⁰ という法の定義を導き出している。

そしてこのように法の基礎を同意に求めること²¹から、彼は「国際法の基盤は国際社会の構成国の共通の同意なので、そのような共通同意が表れうる事実と同じ数の国際法の法源が存在しなければならず、かつ同じ数だけしか存在しえないということは明白である。そのような事実は二つしかない」と述べ、条約と慣習のみを国際法の法源だと結論づけている。²² ただし、条約における同意が意識的なものであるのに対して、慣習法における同意は無意識的なものである。²³

さらにこのような法源論の採用から、国家実行の観察による諸国の同意の確定という実証主義的方法が帰結している。オッペンハイムは、「実証主義的方法は法学一般によって適用されている方法であり、その方法は、研究者や調査者の意図や目的がなんであろうと、彼が諸国の慣習的実行 (customary practice) や立法条約に見出される既存の承認された国際法規則から出発することを要求する」²⁴ と述べている。このオッペンハイムの方法については、以下の点に留意する必要がある。まず、国内判例、仲裁判例、学説は法源ではなく²⁵、慣習を構成する国家実行でもない²⁶と捉えられている。第二に彼は、「実証主義的方法が国際法学の正しい方法であるなら、我々はあらゆる種類の偏見を排除するように努めなければならない」²⁷ と述べ、国家実行認識における主観的価値判断の排除を強調している。第三に、普遍的な慣習法の成立には必ずしも国際社会のすべての国家の慣習的承認は必要でない。例えば、海洋に関する普遍慣習法の成立には内陸国の承認は必要ではない。オッペンハイムはこの点を、「ある規則は、これまでにその規則を適用する立場にあった (bisher in die Lage kamen, die betr. Regel anzuwenden) すべての国が、その規則を慣習的に承認してきており、かつこれらの国家の数と重要性が非常に大きく、その規則の背後に国際共同体全体 (gesamten internationalen Staatengemeinschaft) の命令的利益が存在すると捉えられるときに、普遍国際慣習法規則である」²⁸ と定式化している。海洋法の例が示すように、この条件は国家実行の観察によって普遍的な適用範囲を持つ法を導き出すために必要不可欠だったと言える。

第2節 オッペンハイムの干涉理論

オッペンハイムの干涉理論で問題となるのは、干涉概念と不干涉原則、例外として正当化される干涉の諸類型、そもそも干涉ではないとされる協力 (cooperation)、そして干涉と戦争の関係である。

第1項 干涉概念と不干涉原則

オッペンハイムは干渉を、「一国による他国の問題への命令的介入 (dictatorial interference) であり、事物の現状の維持あるいは変更を目的としている」²⁹と定義する。彼は、「厳密な干渉は、常に命令的介入であり、純粋で単純な介入ではないことが強調されねばならない」と述べ、「したがって干渉は決して周旋 (good offices)、仲介 (mediation)、取りなし (intercession)、協力と混同されてはならない。なぜならそれらのいずれも命令的介入を含まないからである」としている。³⁰

このようにオッペンハイムは干渉の命令的性格を強調している。そして上記のような干渉にあたらぬ行為との区別から、干渉は必ずしも武力行使に限られないことがわかる。³¹これは、干渉が国家の主権・独立との関連で議論されていることから帰結していると思われる。すなわち、国家の独立を制約する行為は命令的・強制的行為一般であり、武力行使に限る理由はないのである。また後述するように、オッペンハイムは国際法違反国に対するその遵守の強制も干渉に含めており、干渉概念には、国内管轄事項に対するという意味合いは含まれていないと言える。³²

オッペンハイムは、国際社会が主権国家から成るという事実から、国家に対して認められることが当然で自明な基本的権利が存在するという直観的な議論³³を否定する主張に同意しつつ、「しかし基本権という誤った表題の下に、何百年もの間多くの正しい主張がなされてきており、まさに国際社会の構成員資格から導き出される真の権利義務が、慣習的に承認されているということを考慮しなければならない」³⁴とする。このようにして慣習により承認された平等、尊厳、独立、領域的・属人的支配権、国家責任が、全体として国家の国際的人格 (International Personality) を構成する。³⁵そしてオッペンハイムは、「諸国の国際的人格を保護する国際法によって、干渉が原則的に禁止されていることは、疑いがない」³⁶と不干渉原則を定立している。ここから、オッペンハイムが国家の国際的人格や不干渉原則を、演繹的・直観的な基本権理論ではなく、慣習という実証的な根拠に基礎づけようとしていることがわかる。

第2項 正当化される干渉

オッペンハイムは、干渉が国際法上原則的に禁止されていることは疑いないとしつつ、「他方、この規則に例外があることも同様に疑いがない。というのは、権利によって行われる干渉が存在し、また権利によっては行われぬが、それにもかかわらず国際法によって認められ、それぞれの国家の人格の侵害を伴うにもかかわらず許容される (excused) 干渉が存在するのである」³⁷と述べている。したがって権利による干渉と、権利ではないが許容される干渉の二種類がある。それぞれについて彼は以下のように論じている。

(1) 権利による干渉

オッペンハイムは、権利による干渉の意義を、「干渉権は常に関係国の独立や領域的・属人的支配権に対する法的制約に基礎づけられており、後者は干渉を受け入れる義務を負う」³⁸という点に求めている。その具体的な類型としては次のようなものを挙げている。

まず第一に宗主国、保護国は従属国、被保護国に対して干渉権を持つ。第二に在外自国民の保護権が他国に対する干渉権をもたらすことがある。第三に、国家がその内的独立、領域的・属人的支配権について条約によって制約されているときに、その制約に従わない場合には、他の締約国は干渉権を持つ。第四に、国家の対外事項が、条約などの権利によって同時に他国の事項でもあるとき、前者が一方的に当該事項を処理する場合には後者は干渉権を持つ。第五に、国家が普遍的に承認された国際法原則を侵害する場合には、その原則に従わせるための他国の干渉権が認められる。最後に、保障条約によって他国の国内政体を保障した国家は、その条約が君主個人間ではなく、国家間に結ばれている限りにおいて、干渉権を持つ。³⁹

オッペンハイムが挙げている以上の事例は、大きく二つに分類できると考えられる。一つは宗主国、保護国、保障国など、条約による特別の法関係によって干渉権が認められている場合である。この場合には、干渉権は被干渉国の国際法違反を前提としていない。もう一つはその他の事例で、国家が、条約や普遍的な国際法原則に従わない場合に、その遵守を強制するために干渉権が与えら

れる場合であり、被干渉国の国際法違反を前提としている。

①条約による干渉権

オッペンハイムが条約による干渉権が認めるのは、主権が条約によって制限されうること、さらには分割されうことを認めているからだと考えられる。オッペンハイムによれば、国家が条約によって自己の主権を制限し、さらには主権の一部を譲渡して不完全主権国になることが一般的に認められているのである。⁴⁰そしてこの主張の根拠は、現実に国際社会に不完全主権国が存在するという点に求められている。すなわちオッペンハイムによれば国際社会には従属国、被保護国、連邦構成国が存在し⁴¹、しかもこれらの国々は外交使節を授受し、国際条約を締結している。⁴²このように準主権国が現に存在する以上、主権は分割可能という主張に理があるのである。⁴³

②国際法違反に対する干渉権

国際法違反に対する干渉権について注意すべきなのは、具体的な事例に対する言及がないことである。在外自国民保護に関しては具体的な事例は言及されていない。条約違反に対する干渉権については、対外事項に関する条約違反について、1878年ロシアがトルコとサンステファノ平和条約を結んだ際、イギリスがこの内容が1856年のパリ条約、1871年のロンドン条約に矛盾すると抗議した事例を挙げる。しかしながら、オッペンハイム自身認めているように、実際には干渉に至らなかった。⁴⁴普遍的な国際法原則違反に対する干渉権に関しては、オッペンハイムは、「これは普遍的に承認されている。例えば、もし一国が公海における他国の商人に管轄権を拡大しようとするなら、これは関係する二国間の問題であるのみならず、すべての他国が干渉権を持つ。なぜなら、公海の自由は普遍的に承認された原則であるから」⁴⁵と述べている。しかしこれも仮定的な事例でしかない。

(2) 許容される干渉

オッペンハイムは、「権利による干渉とは対照的に、関係国の独立と領域的・属人的支配権を侵害し、当該国はその干渉に根気強く従い、堪え忍ぶ義務をまったく負わないにもかかわらず、許容されるとみなされねばならない干渉が存在する」⁴⁶

と述べる。一般的に認められ許容されている干渉として、彼は自己保存のための干渉と勢力均衡のための干渉を挙げる。

①自己保存

オッペンハイムは自己保存に関する節において、「国際法の存在の最初期から、自己保存は、他国を侵害する多くの国家の行為に対する十分な正当化事由だとみなされてきた。通常は、すべての国が相互に人格を尊重しあわなければならない、したがって相互に侵害しないことを義務づけられるが、自己保存の目的のために一国によってなされた他国の一定の侵害は、国際法によって禁止されない」⁴⁷と定式化している。つまり自国の自己保存と他国の主権が抵触する場合には、自己保存が優先しうるのである。彼は自己保存の事例として、イギリスがデンマーク艦隊を拿捕した事件、アメリカがスペイン領アメリカ島の海賊を討伐した事件、キャロライン号事件を挙げている。⁴⁸そしてオッペンハイムは、「自己保存のための干渉に関しては、自己保存においてなされた他国の国際的人格の必要な侵害が許容されるなら、干渉に含まれるそのような侵害もまた許容されねばならないことは明白である。また、そのような自己保存において行使される干渉が、第三国による現実の、あるいは切迫した干渉によって誘発されたか、なんらかの他の出来事によって誘発されたかは関係ない」⁴⁹と述べる。自己保存によって干渉も正当化されるのである。

②勢力均衡

オッペンハイムは、「勢力均衡の利益による干渉に関しても、許容されねばならないことは同様に明白である。国際社会の構成員の間の均衡は国際法の存在自体の不可欠の条件である。もし諸国がお互いに抑制し合うことができないならば、当然過度に強力な国家が法ではなく自己裁量に従って行動しがちになるので、すべての国際法はまもなく消滅する」⁵⁰と述べる。彼によれば、ウェストファリア条約以来、勢力均衡原則はヨーロッパの歴史において支配的な役割を果たしてきたのであり、諸国自身と学者の大部分は、勢力均衡の利益による干渉の許容性について合意している。また、トルコ帝国の保全のために行使された干渉の大部

分は、条約によって根拠づけられない限り、勢力均衡の利益による干渉と分類されなければならないとされ、その例としては、1886年と1897年における、列強のトルコ・ギリシア関係への干渉が挙げられている。⁵¹

③人道

さらにオッペンハイムは、人道的干渉について議論している。彼によれば、多くの学者は宗教的虐殺などを停止させるために人道の利益によって行われる干渉は合法だと主張しており、実際過去に列強はこれらの根拠で干渉した。⁵²1827年の列強によるギリシア独立戦争への干渉、トルコのキリスト教徒の虐殺を停止させるための数次にわたる干渉がこれにあたる。オッペンハイムは、人道的干渉の現在における合法性については否定的だが、その将来的な合法性については好意的な態度をとっている。⁵³

ここで注意すべきなのは、オッペンハイムの挙げる事例がトルコに集中している点からも予想されるように、人道的干渉は文明概念と密接に結びついているということである。オッペンハイムは、国際法は人類の権利 (rights of mankind) を保障しているという議論を、国際法は国家間の法であり、個人は国際法主体になり得ないことを理由に否定している。しかし彼によればこの見解にも一定の理由がある。国際法はキリスト教文明の産物であり、キリスト教から生じた倫理的概念が、その国際法による実現を要請することに不思議はないのである。⁵⁴そして彼は、その例の一つとして人道的干渉を挙げ、「もしある国が、自己の臣民やその一部を、人道を揺るがすほど残酷に扱おうとするなら、世界の残りの部分の世論は、近代文明の概念により適した生存を市民に保障するのに十分な法秩序の確立をそのような国に強制するための干渉を行うことを、列強に要求するであろう」と述べている。⁵⁵ここでは人道と文明がほぼ同義に扱われており、人道的干渉が、国際法をキリスト教文明の産物とする認識と不可分に結びついていることが窺える。また、このような歴史的認識に基づいて⁵⁶、オッペンハイムは国際法を「文明国がその通交において法的拘束力を持つとみなしている慣習的、または協定的な諸規則の集合に対す

る名称である」⁵⁷と定義している。したがって、人道的干渉の議論の背景には、国際法を文明国間の法と捉える認識が存在すると言することができる。

第3項 協力

オッペンハイムは、「協力とは、一国によって、国内革命を鎮圧するために、他国の要請によって与えられる助力と支持を本質とする介入の名称である」⁵⁸と定義している。彼によれば、協力は命令的要素がない以上そもそも干渉にあたらない。その例としては、1849年にハンガリーにおける反乱を鎮圧するために、ロシアがオーストリアに与えた援助が挙げられている。

以上の記述と事例から明らかなように、国家を代表して協力を要請するのは既存政府である。反乱や革命においても既存政府の国家代表資格は失われない。すなわち反乱や革命の正当性や既存政府の非正当性は、既存政府の国家代表資格に影響しない。言い換えれば、正当性の如何を問わず、既存政府は主権国家を代表する資格を認められ、その非正当性を根拠とする政府への強制、叛徒への援助は国際法上違法な干渉である。⁵⁹

これが意味するのは、主権国家はその正当性に関わらず常に既存政府によって代表され、したがって不干渉原則はあらゆる既存政府を保護対象とするということ⁶⁰である。オッペンハイム自身は、国家の代表を国家の元首 (head of a State) と呼び、元首の国家代表権について、「この権限は、国家元首が正当な (legitimate) 元首であるか、あるいは篡奪者であるかという問題からは、疑いなく独立している。ある個人がさしあたって国家の元首であるという事実だけで、彼がそのような元首として行為する権限が与えられる。そして彼の国家は彼の行為に法的に拘束される」⁶¹と述べている。ここから、正当性に関わらず現実に支配している政府、既存政府が常に主権国家を代表し、不干渉原則によって保護されることがわかる。

さらに、政府の国家代表資格が実際の支配によってのみ判断され、その支配の正当性如何は問われないということは、主権が存する国家が、抽象的な存在であって、君主や人民のような、政府とは別の独自の意思を持つ具体的な個人や人間集団と

は異なることをも意味すると考えられる。なぜなら、もし主権が具体的な君主や人民に帰属し、かつ彼らが政府の意思とは区別される独自の意思を持つなら、当然政府の代表資格は彼らの現実の同意が存在する限りにおいて認められるに過ぎず、正当性基準が適用されなければならないはずだからである。オープンハイムが、「今日、学者の大部分は、君主も議会も人民も国家における本来的な主権者ではなく、国家自身が主権者であると教えている」⁶²と述べ、国家を「主権政府の下にある地域に多数の個人が居住しているという事実からの抽象 (abstraction)」⁶³と呼んでいることから、彼における国家の抽象性を確かめることができる。

そして以上のような正当性に関わらない現実の支配による政府の国家代表資格の判断、政府の非正当性に基づく強制的禁止の主張は、19世紀前半の国家実行の認識に基づいていると考えられる。彼によれば、ウィーン会議後の神聖同盟は、正統性 (legitimacy) の原則に基づき正統な王朝と反自由主義的な立法のために小国の国内事項に頻繁に干渉して、干渉に関する国際法原則を黙殺した⁶⁴が、このような試みは1848年の諸革命によって最終的に崩壊したのである。⁶⁵

第4項 戦争

オープンハイムは戦争と干渉を明確に区別している。彼は、強制的紛争処理手段 (compulsive means of settlement of differences) の一つとして干渉を挙げている。そして、強制的紛争処理手段と戦争の相違点を三つ指摘する。最初の違いは、強制手段は戦争行為とはみなされず、平時関係は妨害されないという点にある。二番目の相違点としてオープンハイムは、強制手段は最悪の場合でも一定の有害手段の適用に限られるのに対して、戦争においては国際法によって禁止された手段を除けば武力の適用に制限がない点を挙げている。三番目の相違点としては、強制手段においては目的が限定されているのに対し、戦争の目的については法的な制限が存在しない点が指摘されている。⁶⁶ここで重要なのは、この三番目の相違点は、戦争概念の帰結として生じているということである。彼は次のように言う。

戦争は事実であり、国際法によって承認され、多くの点で規制されるが、国際法によって確立されるわけではない。戦争を、他国によってなされた不正に対する満足を得るための自助という法的救済と定義する論者は、戦争が両当事者によってしばしば政治的理由のみで行われてきたことを忘れていて、彼らは可能ではあるがまったく必然的ではない戦争原因を、戦争の概念と混同している。国家が、国際不法行為に対する救済を他に得ることができないので戦争に突入り、法的に承認された自助としてのみ戦争を遂行していると主張することはありうる。しかし国家が、政治的理由のために、戦争に追いやられるか故意に戦争を遂行するときには、戦争によって何らの法的に承認された自助行為は遂行されていない。そして戦争が法的紛争のために遂行されようと政治的紛争のために遂行されようと同一の戦争法が効力を持つ。⁶⁷

このように国際法上はいかなる理由に基づいて行われる戦争も違法と評価されないが故に、上記の三番目の相違点が生ずるのである。

以上のような、平時における強制手段としての、正当化される事由が制限された干渉と、理由の合法性が評価されない戦争という、戦時・平時の二元構造の結果、しばしば指摘される⁶⁸ような、平時に行えば違法な干渉になる根拠であっても、より大規模な戦争によって追求することは合法であるという、ねじれ現象が生じている。

第3節 オppenハイムの干渉理論の構造

以上の検討から、伝統的国際法学における干渉理論の基本的な特徴が明らかになった。以下では、このオープンハイムの干渉理論の構造を、彼の実証的法源・方法論との関連において明らかにする。⁶⁹具体的には、第一に当時の諸大国の実行の一致の有無が具体的な国家実行が慣習法か否かの判断基準になっていること、第二に彼の実定法概念が、慣習法の判断基準であると同時に、それを越えて直接的・演繹的に干渉論の内容を規定していること、第三に独立国家の併存する社会という現

実認識が、上記の方法・判断基準で導き出された干渉制度の基本目的についての認識を規定していること、そしてこれらが彼の実証主義の帰結として説明できることを示す。

第1項 諸大国の実行の一致

前節の検討から明らかのように、オッペンハイムは、自己の干渉理論が慣習法であることの根拠として様々な国家実行を示していた。したがって、オッペンハイムは、彼の方法論に従い国家実行認識に基づいて干渉論を構成している。

ここで想起すべきなのは、第1節で確認した、彼の実証的方法についての三番目の留意点である。オッペンハイムにおいては、普遍慣習法の成立には必ずしも国際社会のすべての国家の承認は必要ではなかった。すなわち彼によれば、「これまでにその規則を適用する立場にあったすべての国」⁷⁰が慣習的に承認すれば、普遍慣習法が成立する。これは、国家実行認識に基づいて普遍的な適用範囲を持つ法を導き出すためには必要不可欠な条件だと言える。そしてオッペンハイムにとっては、干渉についての「規則を適用する立場にあったすべての国」は、当時の諸大国であった。すなわち彼は、干渉の性質上、大国しかそれを行える立場にないと考えている。このことは、干渉の国家実行の慣習法的性格を判断する基準が、諸大国の国家実行の一致の有無にあることから確かめられる。

例えば、条約による干渉権に関して、オッペンハイムが従属国の例としているエジプトを検討してみると、1840年にトルコと普墺英露が結んだ条約によって当時トルコ支配下のエジプト太守であったメフメト・アリーに世襲的支配権が認められ⁷¹、その後のトルコ皇帝の諸勅令によって、彼やその継承者の国内法制定権や非政治的事項に関する条約締結権などが認められた。⁷²ここから、エジプトの政治的事項に関する条約締結権はトルコが保持しており、少なくともその点についてトルコが命令・干渉権を持つこと、またこのようなエジプトの限定的な国際法主体性に関して列強の同意が存在していることがわかる。

諸大国の実行の一致が慣習法判断の基準とされていることは、オッペンハイムが挙げている、正

統主義に基づく干渉権の主張とその否定についての19世紀前半の国家実行⁷³の検討からも明らかになる。大陸諸国の1820年のトロップパウ議定書は、革命に対する原則について、「1.ヨーロッパ同盟に属する諸国で、その国内制度の形態について、反乱によって成し遂げられ、かつその帰結が他国にとって脅威であるような変更を被ったものは、その事実によって上記同盟に属することをやめ、その状況が正統な秩序 (ordre légitime) と安定の保障を示すまで排除されつづける。2.同盟諸国はこの排除の宣言に留まらず、彼らが宣言した原則に忠実に、かつ個々の正統政府 (Gouvernement légitime) とその自由意思から生ずるすべての行為を尊重して、不正な方法 (voies illégitimes) によってもたらされた変更の承認を拒否することを約束する。3.そのような変更がなされた諸国が、その近接性によって他国に急迫の危険について危惧させるとき、そして同盟諸国がその点に関して実効的で有益な行動をとれるときには、彼らを同盟の内部に連れ戻すために、第一には友好的な働きかけを、第二に強制力 (force coercitive) の使用が不可避な場合には、強制力を行使する」⁷⁴と規定している。

不干渉原則は、このような反革命干渉の主張を否定するものとして、イギリス政府によって明確に主張された。外相カースルリー (Castlereagh) は1821年1月19日の回状において、次のように大陸諸国の干渉権の主張を否定している。「イギリス政府ほど、自己の急迫の安全や本質的利益が他国の国内関係によって重大な危険に曝された場合における、国家や国家群の干渉権を支持する用意がある国は存在しない、ということが明確に理解されるべきである。しかしながら、イギリス政府はこのような権利の保有 (assumption) を、最大の必要性によってのみ正当化され、かつそれによって制限され規制されるものとするので、この権利がすべての革命運動に、個々の国家や国家群への直接的な影響を考慮せずに、一般的かつ無差別に適用されるとか、将来的に同盟の基礎となされうるとかいうことを認めることはできない。イギリス政府はこの行使を最大の価値と重要性を持つ一般原則の例外であり、特別の事例の状況か

らのみ適切に生ずるものとする。しかし同時にイギリス政府は、この種の例外は、最大の危険を伴うことなしには、規則に変形し、諸国の通常的外交や国際法制度 (Institutes of the Law of Nations) に編入することはできない、と考える⁷⁵。このようにカースルリーは、ある国における革命がそれ自体隣国の安全への脅威になり、大陸諸国と同様、急迫の危険、すなわち自己保存によって干渉が正当化されることがあることを認めつつも、その適用を厳格に制限し、そしてあらゆる革命に対して干渉権が認められるという主張を否定して不干渉原則を主張している。

この正統主義に基づく干渉の企図は、1848年の諸革命⁷⁶において最終的に崩壊した。1848年2月、フランスで革命が起こり、共和制が宣言された。この時、イギリスの外相パーマストン (Palmerston) は大陸諸国とフランス双方の不干渉を求めた。彼は「我々の行動原則は、一見して永続性のある見込みのあるあらゆる統治 (rule) を承認し、それ以外は承認しない、というものである。……我々は残りのヨーロッパのフランスへの干渉 (meddling) を阻止することを約束するであろう。もちろん我々は、彼らがそのような意図は持たないと確信しているが、フランスの支配者たちは、フランスが残りのヨーロッパのいかなる場所を攻撃することも阻止することを約束しなければならない⁷⁷と書いている。他方フランス共和国の外相ラマルティエヌ (Lamartine) は、3月2日の回状において、「フランス共和国の宣言は、地上のいかなる政府形態に対する攻撃でもない。政府の諸形態は、諸人民の性格、知的、道徳的、物質的発展の多様性と同じように、正当な (légitimes) 多様性を持つ。……真の政治家の目からすれば、君主制と共和制は死に至るまで相争う絶対的な原則 (principes) ではない。それらは対照をなし、相互に理解し、尊敬しあうことによって、共存できる事実 (faits) である。したがって戦争は、1792年にその必要性が不可避かつ榮譽であったようには、フランス共和国の原則ではない⁷⁸と書いた。一時は正統主義に基づく反革命干渉を推進したオーストリア宰相メッテルニヒ (Metternich) でさえ、3月7日の書簡において、「我々は次のよ

うな原則から出発する。すなわち、一方では、我々がこの通知を送るすべての宮廷は、フランスの国内問題の解決に対するいかなる干渉 (intervention) も許容されないことについて一致するに違いないとしても、他方諸宮廷は、フランスが、政府形態を変更したという事実によってフランスに課された条約義務から解放されるとか、あるいは他国の国内問題に干渉する (se mêler) 権利があるとか考えるということをも認めない」、「諸宮廷はその国の国内問題の解決に関する問題に干渉することを要求されているとは考えない。諸宮廷は事実のみに拘束され、その観点から、慣例的な国際関係を開始するために彼らの眼前に現れる形成された政府を見るのである⁷⁹と述べ、相互不干渉を主張した。このように、1848年革命においては、イギリス、共和制を宣言したフランス、以前は反革命干渉を主張していた大陸諸国のいずれもが、国内政体の非正当性に基づく干渉を否定し、不干渉を主張したのである。

協力の事例としてオッペンハイムが挙げるロシアのオーストリアへの援助⁸⁰は、この諸革命の一環として発生したハンガリーにおける反乱を鎮圧するために与えられた。援助を承諾するロシア皇帝の声明⁸¹に対する公的な解説は、ロシア軍の進入の根拠を、オーストリアの公式の要請に対する道徳的義務と、自己防衛 (propre défense) のための必要性から導き出される実定的権利 (droit positif) に求めている。⁸² イギリス外相パーマストンは、議会において、この援助について「現在我々の議論の対象になっているような、一国がその自己の主権を行使して他国の援助を求める場合があります。我々がいかにその状況を嘆こうとも、いかに我々がそこから巨大な危険と害悪が生じることを憂慮しようとも、我々はこの国をそれらの戦闘に参加させるような形で介入 (interpose) する権利を与えられていません⁸³と述べた。

以上の検討から、オッペンハイムが自己の理論の根拠として挙げているこれらの事例が、不干渉原則、正統主義による干渉の否定と実効的支配による政府の国家代表権判断、既存政府への援助の合法性、自己保存のための干渉の合法性についての諸大国の国家実行の一致を示すものであること

がわかる。

さらに勢力均衡のための干渉についても同じことが言える。オッペンハイムはその事例として例えば1897年の列強のトルコ・ギリシア関係に対する干渉を挙げている。1896年、トルコ領クレタ島で反乱が発生し、1897年2月、反乱軍がギリシアとの合併を宣言した。これに呼応してギリシア軍がクレタ島に侵入すると、列強は国際部隊をクレタ島に上陸させた。列強は3月、クレタ島がトルコ領にとどまりながら自治を保障される旨の提案を行ったが、ギリシアはこれを拒否、列強はクレタ島を封鎖し、反乱軍を攻撃、島をヨーロッパの保護下に置くことを宣言した。⁸⁴1897年3月2日の英伊独仏露のトルコに対する共同通牒においては、「列強は、平和の維持の確保とオスマン帝国の保全の尊重の願いに突き動かされ、クレタ島への列強の武力干渉 (intervention armée) やギリシア軍の島における存在をもたらした無秩序を終結させるための手段を模索してきた」⁸⁵と述べられている。また同日のギリシアに対する共同通牒においては、列強が、「その長期化が性質上ヨーロッパの平和 (la paix de l'Europe) を重大に侵害する」状況を終結させるための共同行動に合意したことが宣言され、ギリシアが提案を拒否し、ギリシア軍が6日以内にクレタ島から撤退しない場合には、強制手段をためらわないことが示されていた。⁸⁶

そして人道的干渉についての、「そのような干渉を認める国際法規則が本当に存在するかどうかは、疑われるのももっともである。しかし他方、世論と列強の姿勢がこのような干渉に好意的なことは否めず、列強の集団的干渉という形態で行われるという前提の下に、人道の利益による干渉が許容されるという規則を将来国際法が承認するであろう、と言っておそらくかまわない」⁸⁷というオッペンハイムの評価も、諸大国の実行の一致が普遍慣習法の条件であるということを示唆している。

第2項 法の定義

第1節で確認したように、オッペンハイムは法を、「ある共同体 (community) の内部における人間行動の準則の集合で、外部の権力によって執行されなければならないことについて共通の同意

(common consent) が存在するものである」⁸⁸と定義している。この法定義が、諸大国の実行の一致と並んで、干渉に関する規則の慣習法的性格の判断基準となっている。すなわち、この法定義を満たすように国家実行や国際社会の現実が解釈されている。具体的に基準となっているのは、執行と共同体である。

(1) 執行

定義から明らかのように、オースティンにとっては法の存在に不可欠だった集権的な法定立・執行機関は、オッペンハイムにおいては必要ではない。しかし、外部権力による執行は依然として法の不可欠の条件である。その点について彼は、「国際法規則の執行のための中央権威の必然的欠如の結果、諸国は法について自ら責任を負わねばならない。自救と、被害国に共感した他国の援助が、国際法規則を執行することができ、また実際に執行している手段なのである。これらの手段が多くの不都合を持つのは事実である。しかしこれらは外部権力の性格を持つ手段である」⁸⁹と述べる。

国際法違反に対する干渉権は、この自救と他国の援助を具体化したものだと言える。すなわち、国際法違反に対する干渉権は、中央執行機関の存在しない国際社会において、諸国が自ら国際法を執行し、国際法の実効性を保つための手段として要請されている。

この点は彼の干渉論の中に既に明白である。オッペンハイムによれば、干渉は、事実上 (de facto) 政策問題である。干渉は権利による場合であっても、権利を行使するか否かは各国の裁量である。また、許容される干渉の場合、自己保存の必要、勢力均衡への危険、非人道性の度合いについての判断は各国に委ねられている。要するに、干渉は各国の主観的判断に委ねられているのである。⁹⁰しかしオッペンハイムによれば、このことに大きな危険はない。彼によると、国際社会の構成員の間には非常に多くの利益が共有されており、かつ列強間の嫉妬心は非常に強いので、一強国の違法な干渉に対しては、必ず他国が反応する。また、不正な干渉は国際法原則の違反なので、すべての他国に対して国際法違反に対する干渉権の行使が認められるのである。ここから、「国際法はすべて

の国家の利益と緊密に結びついており、諸国は自らこの法の維持と実現を確保しなければならない、ということが明らかになる』⁹¹のである。

ここで注意する必要があるのは、前節で示したように、国際法違反に対する干渉権に関しては、明確な事例は挙げられていなかったということである。したがって、ここにおいては、執行の要請は単に国家実行の慣習法化判断基準であることを越えて、国家実行認識を介さず直接規則内容になっていると考えることができる。すなわちここでは、執行の理論的要請が、国際法違反に対する干渉権を非経験的・演繹的に導き出している。ただし、これまでの議論から明らかのように、この演繹性は、経験的観察という実証主義的方法を導き出したのとまさに同じ彼の実定法概念から生じている。

勢力均衡の国家実行の評価にも、国際法の執行への関心が作用している。オッペンハイムは国際法史から得られる第一の教訓として、国際法は、国際社会の構成国間に勢力均衡が存在する限りにおいて存在できるということを挙げる。彼によれば、「主権国家の上に立ち、国際法の諸規則を執行することができる中央政治権威は存在しないし、また決して存在し得ないので、勢力均衡が、国際社会のいかなる構成国が強大化することも阻止しなければならない」⁹²。勢力均衡は集権的執行機関の代替物なのである。

(2) 共同体

オッペンハイムは共同体の存在を法の条件としている。この条件は、法の基礎を同意に求めることに対する批判に答えるという役割を持つと考えられる。⁹³彼は、国際法が国家の同意に基づくのであれば、国家はいつでも同意を撤回し国際法を否定できてしまうという批判に対して、国際法は文明諸国の利益共同体の産物 (ein Produkt der Interessengemeinschaft der zivilisierten Staaten) であり、「この利益共同体は個別国家の意思からは完全に独立しており、かつそれらより強力であり、法規則定立への同意を強制する」⁹⁴と反論している。オッペンハイムは、慣習法に表れる同意は無意識的なものであるとしたが、この無意識的な性格が利益共同体による強制を意味していると考えられることができる。

人道的干渉の根底にあった、文明国間の法としての国際法という主張は、法の条件としての共同体の存在を論証する必要から生じている。オッペンハイムは、国際共同体は存在するかという問いに対して、「この問題には、文明世界に関する限りにおいては、明らかに肯定的に答えられる」⁹⁵と述べる。彼によれば、文明国は多少の例外を除けばキリスト教国であり、宗教、科学、芸術によって結び付けられてきた。さらに農業や産業の発展は文明国間に貿易を発展させた。これらの共通利益が諸国を共同体に結び付けたのである。⁹⁶以上から、共同体の存在の必要性によって、国際法がヨーロッパのキリスト教国の間で発展してきたという歴史的現実が、文明という法的概念に変換されていると考えることができる。

第3項 主権併存社会

第1節で検討したように、オッペンハイムは実定法のみを法学の対象とした結果、実定法が存在する現実の社会の認識を必要としていた。具体的には、独立国家が併存し、上位機関の存在しない社会としての国際社会という現実認識が前提とされていた。この国際社会認識は、自然状態というような抽象的な仮定からもたらされたものではなく、現実のヨーロッパの歴史認識から導き出されている。すなわち彼によれば、中世においては皇帝と教皇の普遍的権威のもとでは成立する余地はなかった国際法が、ヨーロッパが独立諸国家に分割されることによって必要とされるようになり、ウェストファリア条約によって、独立諸国家の平等を基礎とする共同体が成立したのである。⁹⁷

この主権・独立を基礎とする国際社会認識は、上記のように導き出された干渉諸規則の背後を貫く、干渉制度の基本性格の内容を規定している。すなわちこの認識が、主権国家間の権利・利益の調整を目的とする干渉論という基本認識をもたらししている。言い換えれば、オッペンハイムの干渉論には、個別国家の利益に還元できない国際社会全体の権利・利益の実現という観点は存在しない。

まず、協力と権利による干渉は、国家の同意をその合法性の根拠とすると言えるが、国家の同意によって制限や授与されるような利益は、明ら

かに個別国家の利益である。普遍的国際法違反に対する干渉権の部分は、国際法秩序全体の利益が保護されているようにも見える。しかし前項で述べたように、これは被害国の自救を基礎とするものであり、したがって保護されるのは国家の利益である。他方、許容される干渉は、まさに主権に含まれる法的利益間の抵触の調整を目的としている。自己保存は国家の安全の利益を前提とし、勢力均衡は「国際社会の構成員の独立の保障」⁹⁸を意味する。また、前節で確認したように、人道・人権の権利が国際法上の権利と認められない理由は、国際法が国家間の法であり個人は主体になりえないというものだった。ここから、国際法には国家以外に帰属する権利・利益が存在しないことが窺える。

また、干渉論の関心が国家の利益の調整にあることは、前項で検討したようにオッペンハイムが干渉についての判断を各国の裁量に委ね、かつそれを容認するからも確かめられる。国際社会全体の権利・利益の保護が問題となっているのなら、それを各国の主観的判断に委ねて構わないという認識は生じないはずである。

第4項 小括

これまでの検討から、オッペンハイムの干渉論の構造が、実定法のみを研究対象とする彼の実証主義的姿勢によって規定されていることが明らかになった。そこで、本稿の目的からは多少外れるが、干渉論の構造から理解される限りでの、オッペンハイムの実証主義の性格について付言しておく。

オッペンハイムの実証主義に関しては、一方でそれが、諸国が明示・黙示の同意を与えている規則を確認することによって法の存在を経験的に示すものであり、彼の示す国際法規則と歴史的事象の動向との間には広範な一致が見られるとする立場がある。⁹⁹

しかし他方で、オッペンハイムの方法論では現実の国際法を十分に捉えられないという、その実証性・経験性の限界を指摘する学説がある。¹⁰⁰さらには、彼はそもそも実証的・経験的事実に基づいて議論を構築しようとしていないという主張が

ある。¹⁰¹例えばリースマン (W.M. Reisman) は、オッペンハイムは国際法を経験的に同定可能な諸国の政治的意思の産物と考えたが、そこに現れたのは「奇妙に理論的な実証主義 (a curiously theoretical positivism)」だったと述べ、オッペンハイムは分析的、定義的 (definitional) な方法を用いており、彼が配置した経験的データは主として逸話的 (anecdotal) な意味合いしかもたないとする。¹⁰²また、特にオッペンハイムを対象とするものではないが、以上の批判とは対照的に、あらゆる法認識は主観的・相対的であるとして、客観的認識の可能性を前提とする従来の実証主義国際法学全般を批判する諸学説が近年存在する。¹⁰³

この問題に関しては、本章の検討から以下の点を指摘できる。第一に、オッペンハイムがそもそも国家実行や経験的事実に基づいて議論を構築していないというリースマンらの主張は、少なくとも彼の干渉論に関しては、そのままでは維持できない。オッペンハイムの干渉論の大部分は、国際社会と国家実行の認識に基づいて構成されていたのである。ただし国際法違反に対する干渉権に見られるように、彼の議論の中に、彼の理論的関心が国家実行認識を介さず直接演繹的に国際法規則として提示されている部分が存在する。この点において、リースマンの主張にも一定の妥当性がある。したがって第二に、オッペンハイムの議論が現実の国際法を十分に捉えていないという批判には検討の余地がある。オッペンハイムが国家実行の慣習法的性格を判断する基準は、第一に諸大国の実行の一致、第二に彼の国際法定義との一致であり、かつ彼の実定法概念が直接的・演繹的に内容を規定している部分がある。このような彼の議論の客観性には限界がある。また第三に、そもそも客観的な認識は存在しないという実証主義批判も否定できない。オッペンハイムに判断基準が存在すること自体が、認識の主観性・恣意性の表れだと考えることができる。¹⁰⁴

本章の検討を次のようにまとめることができる。オッペンハイムの干渉論の根本的前提には実定法のみを検討対象とするという姿勢が存在した。この基本姿勢から、主権併存社会という現実認識と、オースティンへの反論をなす実定法概念が生じて

いる。その結果、干渉論の構成において、経験的事実の観察による諸国の同意の確定という実証主義的方法が採られ、またその実証主義の帰結として諸大国の実行の一致が判断基準となっている。他方、同じ実定法概念が、国家実行認識のもう一つの判断基準となり、また執行に関しては演繹的方法さえもたらしめている。そしてこうして導き出された干渉諸規則が、国家の個別利益間の調整という観点から整理されている。したがって、自ら主観性の排除を強調するにも拘わらず、オープンハイムの干渉論の経験性・帰納性、国家実行認識の客観性には、まさに彼の実定法概念自体に由来する限界が指摘できる。

第3章 ヴァッテルの干渉理論

オープンハイムの教科書を開けばすぐにわかるように、彼は、個々の節や章のはじめに、参考文献を提示している。干渉に関しても参考文献一覧が提示されている。その最初に挙げられているのはヴァッテルである。¹⁰⁵ではオープンハイムはヴァッテルの干渉理論を受容しているのだろうか。前章と同様、以下でもまず彼の法源・方法論を確認し、次に干渉論の内容を概観する。そして最後に両者が多くの点で異なることを示し、その原因が法源・方法論の相違にあることを明らかにする。

第1節 法源・方法

ヴァッテルにおいては、必要国際法 (Droit des Gens Nécessaire)、意思国際法 (Droit des Gens Volontaire)、協定国際法 (Droit des Gens Conventionnel)、慣習国際法 (Droit des Gens Coutumier) が国際法の法源として認められている。しかし彼において国際法体系を構成するのは前二者であり、協定国際法と慣習国際法は国際法体系論ではなく歴史に属するとされる。¹⁰⁶

まずヴァッテルは、「国際法は元来諸国に適用された自然法に他ならない」¹⁰⁷として、彼の国際法論が自然法に立脚するものであることを明らかにし、「自然法の諸国民への適用から成り立つ法を我々は必要国際法と呼ぶ。諸国民はそれを遵守することを絶対に義務づけられるから、それは

必要、である」¹⁰⁸と必要国際法を定式化している。

他方、意思国際法は、国家の独立と自由、その帰結としての必要国際法上への適合性についての判断権の各国への分散という前提からもたらされる法であると考えられる。ヴァッテルは「この自由と独立の結果、国民の良心が彼に要求すること、国民がなしうること、なしえないこと、国民にとってふさわしいこと、ふさわしくないことについて判断し、その結果、国民が自己自身に対する義務を欠かさずに他の国に何らかの務めを果たしうるかを検討し決定することは、個々の国民に帰属せねばならない」¹⁰⁹と述べる。必要国際法は良心を拘束する法とされている¹¹⁰ので、自己の行為が必要国際法に適うか否かの認定権は各国に分属することになる。このような前提からヴァッテルは意思国際法を導き出す。必要国際法上の正当性についての認定権が各国に分属し上位の判定者が存在しない結果、諸国の自由と自然社会を維持する必要から、少なくとも外的効果においては、諸国民が平等と扱われるのである。¹¹¹そして意思国際法は、良心を拘束するのみの必要国際法とは異なり、他国に遵守を強制できる権利、完全権 (droit parfait)¹¹²を規定するとされる。¹¹³また、意思国際法の基礎とされている推定された同意 (consentement présumé)¹¹⁴は自然法によって強制されるものであって、実証的に明らかにされるものではない。¹¹⁵意思国際法の内容は、経験的な観察によって導き出されるものではないのである。

このような法源論の結果、ヴァッテルの方法論は直観的、演繹的なものになる。実際彼は、実行上の事例について「私はただ読者をときどき寛げせ、あるいは例を示すことによって理論をより明確にし、そして時には諸国民の実行が諸原則に一致していることを示すことだけを望んだ」と述べている。¹¹⁶

第2節 干渉理論

以下での検討の対象は、干渉概念と不干渉原則、その例外、そして例外とは認められない諸事由である。検討に際しては、彼の議論が演繹的である点に留意する。

第1項 干渉概念と不干渉原則

ヴァッテルは干渉の明確な定義は行っていない。しかし、彼の記述からだいたいの意味はつかむことができる。主権者に対する不干渉についてヴァッテルは次のように言う。

主権者は、国民が支配と統治の任務を委託した人物である。国民が彼に権利を付与した。国民のみが、自己に与えた指導者がその権力をどのように使うかについて直接の利害を持つ。したがっていかなる外国も、その主権者の行政を調査 (*prendre connaissance*) したり、その行いの審判者を自任したり、何も変更しないよう強いる権利はない。¹¹⁷

すなわち彼によれば、行政を調査したり、主権者の行為を審判したり、行為を強制したりすることがすべて干渉にあたるのであり、干渉は必ずしも武力行使に限られない。¹¹⁸ 同時に、「国内事項への干渉 (*se mêler . . . de ses affaires domestiques*)」¹²⁰ という言い方から、干渉概念自体には国内事項という意味が含まれていないことがわかる。またヴァッテルが、戦争と武力行使を同義に扱っており¹²¹、また干渉にあたる行為には武力行使が含まれているのは間違いないという点から、戦争も干渉に含まれると言える。

他方ヴァッテルは不干渉について次のように定式化する。

諸国民 (Nations) の自由と独立の明白な帰結として、すべての国民は自ら適切と判断するように統治する権利を持ち、いかなる者も他国の統治に干渉する (*se mêler*) 権利をまったく持たない。国民に帰属する権利の中で、疑いなく主権は最も価値あるものであり、他国は国民に不正をなすことを望まないならば、それを最も誠実に尊重しなければならない。¹²²

不干渉原則は国民の自由と独立から生ずるわけであるが、諸国民の自由と独立は、人間の自然的自由を前提に、自然状態としての国際社会という概念から演繹的に導き出されている。¹²³ それゆえ

不干渉原則自体も最終的には人間の自然的自由、自然状態としての国際社会という概念に由来すると考えられる。¹²⁴ ここから、ヴァッテルの不干渉原則が、オッペンハイムが否定したところの基本権理論と同一の構造を持つことがわかる。¹²⁵ ただし、「各主権国家はすべての他国から独立していると主張しているし、実際に独立している」¹²⁶ と述べられていることから、彼の念頭には、自然状態という概念と同時に当時のヨーロッパ社会の現実があったと考えることができる。¹²⁷

第2項 不干渉原則の例外

ヴァッテルは不干渉原則の例外として、条約により独立が制限されている場合と、内戦の正当な一方当事者への支援の場合を考えている。

(1) 条約による干渉

まず前者について彼は、「自己の思うように統治することは独立の属性である。主権国家は、条約によって自ら他国に与え、そして統治というような嫉妬深い主題の性質上、条約の明白で公式的な文言を逸脱することができない、特別の権利によって制限されない限りは、この点に関して不自由ではありえない。そのような場合を除けば、主権者は、周旋 (*bons offices*) 以外によって国内事項に干渉しようと企てる者を敵とみなす権利を持つ」¹²⁸ と述べ、条約によって外国に干渉権が与えられる可能性を認めている。

ヴァッテルは主権国家に関して、「どのような形態の下であれ、いかなる外国にも従属することなく自ら統治するすべての国民 (Nation) は、主権国家 (*Etat souverain*) である」¹²⁹ と述べている。したがって彼においては、外国に従属していないことが主権国家の条件である。しかしながらこれは、同意によって自らの主権を制限した場合、直ちに主権国家でなくなるという趣旨ででない。彼は不平等同盟国、被保護国、朝貢国、臣従国なども、主権を放棄していない限り、主権国家とみなされるとしている。¹³⁰ 同意によって他国に対してある程度従属していても、主権は維持されるのである。例えばヴァッテルは連邦国家について、「連邦の共同の議決は、自発的な約束の名の下に、いくつかの点で主権の行使を制約しうるが、個々

の構成国の主権にいかなる侵害も与えないだろう。人は、自ら締結を望んだ約束を履行させられるとき、自由かつ独立であることを少しもやめない¹³¹と述べている。条約による干渉権の前提には、このような主権概念があると思われる。ただしそこには、連邦国家や臣従国家が現実に存在するという認識も反映していると考えられる。¹³²

(2) 内戦の正当な一方当事者への援助

ヴァッテルは内戦の正当な一方当事者への外国の支援を認める。彼は次のように言う。

しかしながら、もし君主が、基本法を侵害して、彼に抵抗する正当な理由をその人民に与えた場合には、もし暴政が耐え難いものになり、国民を立ち上がらせた場合には、すべての外国は援助を求める抑圧された人民を援助する権利がある。……人民が、理由があって抑圧者に対して武器をとるときには、自由を守る勇敢な人々を援助することには正義と寛容があるのみである。¹³³

この主張は、彼が抱いていた主権者=政府概念、さらには主権が帰属する国家の概念の論理的帰結として生じている。ヴァッテルの理論においては、主権者は統治を委託された人物である。彼によれば、主権はあくまで社会に帰属するのであって、主権者はそれを代表して行使するに過ぎない。¹³⁴ 他方、ヴァッテルにおいて基本法とは、主権者が主権を行使する際に従うべき権利義務を定める法であり¹³⁵、国民が制定する。¹³⁶ したがって主権者は、主権を行使する際に基本法に規定された権利義務を遵守しなければならない。¹³⁷ その結果、基本法を侵害し国民との契約を侵害した不正な主権者は、権利なき篡奪者とみなされ、彼に対する国民の抵抗権が認められるのである。¹³⁸

抵抗する人民に対する外国の援助が合法であるというヴァッテルの命題は、このような前提の論理的な帰結として生じている。

以上から、ヴァッテルにおいて主権国家を代表する主権者=政府は、それが正当な限りにおいて、すなわち本来主権が帰属する社会=国民の同意を得ている限りにおいて、代表資格を持つというこ

とがわかる。このことは、主権者の代表権の相続に関して、「相続は、国家 (Etat) の福祉と安全のために、国民 (Nation) の明示の意思または黙示の同意によって確立される¹³⁹」と述べられていることから確かめられる。¹⁴⁰

また、このようにヴァッテルにおいて主権者の主権国家代表資格が国民の同意の有無によって判断されるということから、彼において主権国家と国民が同一視されている¹⁴¹、ということがわかる。実際彼は、国家に関して、「国民 (Nations) あるいは国家 (Etats) とは、政治体 (Corps Politiques)、つまり共に力を合わせて自分達の福祉および利益を獲得するために結合した人々の社会 (Sociétés d'hommes) である¹⁴²」と定義している。そして他の場所で国民を「市民社会に結合した多数の人々 (une multitude d'hommes, qui s'unissent en Société Civile)¹⁴³」と呼んでいることから、ヴァッテルにおいて国家と国民、社会は同義であり、人々の集合体を意味することがわかる。また、「国民という団体 (Corps de la Nation) が支配権すなわち命令権を自己に保持するならば、それは人民の統治、つまり民主制である¹⁴⁴」という言明や、「国家の通常の行動においては、多数の意見が、異論の余地なく国民全体の意見とみなされなければならない¹⁴⁵」という言葉、さらには主権者の相続に関する争いの決定権は国民にあるという叙述¹⁴⁶から、主権の帰属する国家=国民が、具体的な人間の集合体であり、代表者たる主権者と区別される独自の意思を持つことがわかる。要するに、ヴァッテルの理論は文字どおりの国民主権¹⁴⁷に基づいているのである。

ヴァッテルは以上のように国民の抵抗権に対する外国の援助の合法性を説明した後、次のように結論づける。

したがって、事態が内戦 (Guerre Civile) に至ったときにはいつでも、外国は二党派のうち、正義に基づいていると彼に見える側を援助することができる。憎むべき暴君を支援する者、不正で反乱的な人民を支持する者は、疑いなく彼の責務に対して罪を犯している。しかし主権者と人民の間で政治社会の紐帯は断たれるか、少

なくとも中断されており、それらは二つの異なる国家 (Puissances) とみなされることができ、そして両者はあらゆる外国の権威から独立しているので、何者もそれらを審判する権利はない。それぞれが原因 (raison) を持つことができ、それらを支援する者もそれぞれ自分が正しい原因を支援していると信じていることができる。したがって意思国際法の下に両党派は平等の権利を持つかのごとく行動でき、決着までそれに応じて互いに扱わなければならない。¹⁴⁸

ヴァッテルは、内戦によって国民が分断されたときには、それぞれが独立の国民とみなされると考えているのである。¹⁴⁹したがって内戦は、主権国家間の戦争と同様に扱われることになる。ここからも、ヴァッテルにおいて国家=国民が具体的な人間集団を意味していることがわかる。

他方意思国際法は、前述したように、諸国民の独立の結果、必要国際法についての判断権が分属することから、外的効果において諸国を平等に扱うために生ずる法であった。これを国家間の戦争に適用すると、少なくとも外的効果に関する限り、双方正当とみなされ、第三国は根拠があると思われる方を援助できるという帰結をもたらすことになる。¹⁵⁰

このような、内戦の両当事者をそれぞれ独立の国民とみなすという前提と、必要国際法の認定権の分属の結果としての意思国際法、その帰結としての交戦両当事者の正当性という前提から、内戦の一方当事者への支援の合法性が演繹的に導き出されるのである。¹⁵¹

以上から、ヴァッテルが内戦の正当な一方当事者への援助を不干渉原則の例外として認めており、それは、国家と国民、社会を同一視し、それを抽象的な存在ではなく、独自の意思を持つ具体的な人間の集合体と捉える考え¹⁵²と、その結果としての、主権者=政府は、正当な限りにおいて、すなわち国民の同意を得ている限りにおいて主権国家を代表する資格を持つという考えの論理的帰結として生じている、と結論づけることができる。

それでは、ヴァッテルのこのような理論と国家実行はどのような関係にあるか。¹⁵³ヴァッテルは

イギリス名誉革命やオランダ独立戦争、ユグノー戦争の事例を挙げているが、後二者はヴァッテルよりも1世紀以上前の宗教戦争の事例であり、前者も70年前のものである。したがって、これらの事例が当時の国家実行を反映しているとは考えられない。さらに、それはあくまで「諸国の慣行は我々の規則に一致している」¹⁵⁴ことを示すためであって、方法的に国家実行から規則を導き出しているわけではない。以上から、ヴァッテルの議論が当時の国家実行の認識を反映しているとはみせせない。

第3項 例外としては認められない事由

(1) 安全権 (Droit de sûreté)

ヴァッテルは、独立を論じる同じ章において、他国の権利侵害に対する強制の権利について述べている。この権利は、独立・不干渉原則の例外をなし、オッペンハイムにおける国際法違反に対する干渉権に対応するものであろうか。

ヴァッテルによれば、国民は自己保存、自己とその状態の完成という責務を自然法によって課されており、それに対応して、あらゆる侵害 (lésion) から身を守る権利を持つ。この権利は安全権と呼ばれる。安全権からは、不正に対する抵抗権 (droit de résister)、賠償請求権 (droit de poursuivre la réparation)、処罰権 (droit de punir) が生じ、これら三つの権利は、正当戦争の根拠を与える諸原則と同一のものとされる。¹⁵⁵ただし、侵害は完全権に対するものでなければならない。¹⁵⁶

抵抗権は「陰謀の先手をとる権利」¹⁵⁷も含み、その結果ヴァッテルは、「国民はまた、脅かされた場合には侵害を予防する権利をも持つ」¹⁵⁸として、現実の侵害が発生していなくても、戦争に訴える権利を認めている。そこからヴァッテルは、一国の勢力が増大したときに他国は戦争に訴えることができるか否か、という勢力均衡に関する問題を検討し、「勢力の増大それ自体のみでは、いかなる者に対してもそれに対抗するために武器を取る権利は与えられない、というのが国際法の神聖な規則である」としつつ、国家の安全の非常に重要性に鑑みて、増大した国に侵略的意図がある

ことが合理的に推定される場合には、現実にもそのような意思が明らかにされていないとしても、戦争に訴える権利を認めている。¹⁵⁹

ヴァッテルは、「自由な人格に対する強制権は、その人が、彼の判断に左右されない特定の理由で、何らかの特定のことを我々に義務づけられている場合、一言でいえば我々が彼に対して完全権を持つ場合にのみ、我々に帰属する」¹⁶⁰と云い、また「国民は、他国の固有で完全な権利に関わらない限りにおいて、いかなる外的完全義務も負わず内的義務にのみ拘束される限りにおいて、自由に行動できる」¹⁶¹と叙述している。ここから判断する限り、安全権は自由・独立すなわち不干渉原則の例外として認められているようにもとれる。

しかしながらヴァッテルは、安全権よりも自由・独立を優先させるような記述もなしている。例えば、彼において条約は完全権を設定するものであり¹⁶²、条約の不履行国を鎮圧する権利がすべての国に認められる。しかしすぐにヴァッテルは、「この原則を、すべての国民に帰属する自由と独立を妨げるところまで拡大しないように注意しなければならない」¹⁶³と述べ、独立によってこの強制権を制限している。意思国際法の違反に対しても同様の議論がなされている。¹⁶⁴

より重要なのは意思国際法である。前述したように、意思国際法は、各国の自由・独立・平等、その帰結としての必要国際法の認定権の各国への分属からもたらされる法である。すなわち単純化すれば、意思国際法は各国の自由と独立、平等を保護するための法なのである。そしてこの意思国際法は、安全権に基づく必要国際法上の正当戦争をも修正する。¹⁶⁵すなわちヴァッテルは、意思国際法上の戦争、形式戦争 (Guerre en form) について、「形式戦争は、その効果に関しては双方正当とみなされなければならない」と述べているのである。¹⁶⁶以上から、ヴァッテルにおいては、安全権とそれに基づく正当戦争も、国家の自由と独立によって制限されていると考えられるのである。もちろん、形式戦争は強制的性格を持ち、その意味で国家の自由・独立、不干渉原則の例外をなしている。しかしそれは、もはや国際法違反に対する強制、国際法の執行ではない。¹⁶⁷

したがって、ヴァッテルにおいては安全権や勢力均衡に対しても国家の自由・独立が優越していると考えることができ、オッペンハイムの国際法違反に対する干渉権や勢力均衡のための干渉に対応する例外は認められていないと結論づけることができる。¹⁶⁸ ¹⁶⁹そしてこれらの議論は自己保存や独立、意思国際法の概念に基づく演繹的なものだった。

(2) 必要権 (Droit de nécessité)

ヴァッテルは、必要権について、「違法な一定の行為なしには不可欠の義務を満足させることができないときに、その行為に必要性のみが与える権利」¹⁷⁰と定義している。すなわち、自己保存その他の自己の義務を果たすために必要な場合には、他国の権利を侵害することが許される。したがってこの権利はオッペンハイムの自己保存に対応すると考えられる。彼によれば、必要権によって、他国の食料を獲得し、物を利用し、女性を獲得し、領土を通行し、居住することが認められる。¹⁷¹また、同盟による完全義務の不履行も許容される。¹⁷²しかしながら、必要権によって他国の独立を侵害することができるか否かについては議論されておらず、両者の優劣は不明である。

このようにヴァッテルにおいて必要権と独立の関係が意識されていないのは、彼が必要権を所有地 (Domaine) や所有物 (Propriété) の概念から演繹的に導き出しているからだと考えられる。すなわちヴァッテルによれば、原始共同体において人々は、彼らの自然的義務に必要な限りにおいて、あらゆる物を使用する権利を持っていたのであり、所有権の導入によってもその権利を奪うことはできない。¹⁷³この原始共同体における使用権から必要権が導き出されるのである。¹⁷⁴ ¹⁷⁵

(3) 人道

ヴァッテルによれば、人が社会で生活するように作られているという特性に基づいて、各国は相互に援助し合う人道の任務 (offices de l'humanité) を負う。¹⁷⁶したがって諸国は他国の完成のために貢献しなければならず、例えば野蛮 (barbarie) から脱することを望む国民が、指導のための教師を要求してきた場合、学識ある国民 (Nation savante) はそれを拒否してはならない。

しかしながら、一国は他国に完成のための行為を強制する権利は持たない。そのような行為は他国の自然的自由の侵害とみなされる。文明化(civiliser)と真の宗教を布教するために、アメリカ諸国民を攻撃し従属させたヨーロッパ人は不正で愚かな口実に基づいていたのである。また彼によれば、人肉を食べ、父母を非人道的に(inhumainement)扱うことによって、自然法に対する重大な過ちを犯した国民に対する処罰権を認めたグロティウスも同様に誤っている。処罰権は自己の権利や安全に関わる場合にのみ認められるのである。¹⁷⁷

以上から、ヴァッテルは文明化や人道のための強制を、諸国の自由・独立、すなわち不干渉原則の例外として認めていないことがわかる。¹⁷⁸

第3節 ヴァッテルの干渉理論の評価

以上の検討から明らかなように、ヴァッテルの干渉理論はオッペンハイムの理論と大きく乖離している。そしてこの乖離は、両者の法源・方法論の相違の必然的帰結だと言うことができる。

オッペンハイムの理論と共通する点は三つあった。第一に、主権併存社会と独立の帰結として、主権間の不干渉義務が主張されている。そしてその結果、安全権に関する議論に典型的に表れているように、また人道理由の強制を否定する議論に見られるように、その干渉論は国家間の個別の権利・利益の調整という観点から構成されている。第二に、干渉は他国の自由の制約、強制を意味し、武力行使には限られていない。また第三に、ヴァッテルは不干渉原則の例外として条約による干渉権を認めている。

しかしこの三つを除く多くの点は、オッペンハイムと共通点を持たない。

第一に不干渉原則の例外については、安全権とその一部としての勢力均衡に対しては独立が優位しており、国際法違反に対する干渉権は認められていないと考えられる。また、必要性和独立の優劣関係は意識されていない。人道・文明のための強制は否定されている。したがって、許容される干渉という類型は存在しない。

第二に、ヴァッテルは、内戦の正当な一方当事

者への支援を認めることによって、伝統的国际法学においては否定されている、政府の非正当性を理由とする政府に対する強制を認めている。その前提には、国民主権に基づき、独自の意思を持つ具体的な国民と同一視される国家概念、正当な限りにおいて、すなわち国民の具体的同意を得ている限りにおいてのみ代表資格を認められる政府概念が存在した。前述したようにオッペンハイムにおいては、正当性に関わらず実際に支配している政府が国家代表資格を認められ、国家は、政府の意思と別に独自の意思を持つ具体的な君主や国民とは区別された、抽象的な概念になっていた。したがってヴァッテルの不干渉原則は、オッペンハイムの不干渉原則と、その主体が異なるのである。ヴァッテルの議論はむしろ自決権に類するものと考えられる。

したがって、干渉の定義と条約による干渉権を除いては、ヴァッテルの議論は伝統的国际法学における干渉理論と共通点を持たないと結論づけることができる。特に両者の不干渉原則はその主体・保護対象が異なる。したがって、ヴァッテルの干渉理論と伝統的国际法学の干渉理論の間に単純に連続性を想定する議論は正確ではない。

このようにヴァッテルの理論が伝統的国际法学の理論と大きく乖離している原因は、両者の方法論の違いにある。オッペンハイムの干渉論は、彼の実定法概念に従って、特に19世紀の国家実行を、大国の実行の一致と国際法の定義の二つの基準で評価し、かつ部分的には実定法概念から直接演繹し、そうして得られた諸規則を主権国家間の権利・利益の調整という観点から構成することで成立していた。これに対してヴァッテルは、まったく異なる法源・方法論、判断基準を採用している。前述したように、ヴァッテルにおいて必要国際法は国際関係に適用された自然法に他ならず、また意思国際法の基盤である推定された合意も自然法によって強制されるものであって、経験的に確認されるものではなかった。

このような法源論の結果、彼の方法は基本的に直観的・演繹的であり、国家実行の認識に基づいて議論を構築していない。¹⁷⁹ この演繹的方法において国際法か否かの判断基準になっているのは、

自然状態としての国際社会と国民の自然的自由という理論的前提であり、そこから派生する国民主権、主権者の地位、意思国際法、自己保存義務といった抽象的原則である。これらの原則を前提とした結果、オッペンハイムと異なり、ヴァッテルは執行や共同体の存在を論証する必要を感じていない。国際社会は自然状態であり、良心しか拘束しない必要国際法を法と呼んでいることから窺えるように、彼にとって外部権力による執行可能性はそもそも法の存在の条件ではない。

ヴァッテルの第一義的な国際法判断基準が、諸大国の執行の一致などの国家実行認識ではないことは、彼の干渉理論が当時の国家実行・ヨーロッパ社会の現実と一致していないことから確かめられる。例えばヴァッテルは、前述したように国民主権概念に基づいて国民の君主への正当な抵抗に対する外国の援助権を演繹的に導き出している。しかし、30年ほど後に、フランス革命¹⁸⁰において、革命政府が国民主権に基づいて同様の革命干渉の主張¹⁸¹、¹⁸²を行った際には、大陸諸国は逆に君主主権に基づく反革命干渉を主張したのである。¹⁸³ここから、ヴァッテルの当時においては、君主主権の概念とそれに基づく反革命干渉がヨーロッパ社会で一般的であったと言える。そして、その後内外情勢の悪化に伴ってフランス革命政府が主張した不干渉原則は、フランスの革命干渉と大陸諸国の反革命干渉を共に否定するという意味を持っていたのである。¹⁸⁴ここから、ヴァッテルにおいては国民主権などの理論的前提が第一義的な判断基準であり、国家実行認識に優越していることがわかる。

ただし、ヴァッテルにおいても国家実行や国際社会の現実の認識が、直観的・演繹的議論を介して第二義的な判断基準としては作用していると考えることができる。不干渉原則と主権間の権利・利益の調整としての干渉論構成、干渉概念、条約による干渉については両者が一致していた。ヴァッテルにおいては、自然状態という前提から主権併存社会としての国際社会という概念が演繹され、そこから不干渉原則や国家の独立を制約する行為という干渉概念、合意による独立・自由の制約の合法性が論理的に導き出されていたが、上述した

ように、主権国家からなる国際社会という概念や合意による主権の制約には、当時のヨーロッパ社会の現実の認識も反映していた。すなわち、これらの点で両干渉理論が一致するのは、ヴァッテルの議論に当時の国家実行や国際社会の現実認識が反映しており、その後の学者においてもこれらの現実認識に変化がなかったからだと言える。

第4章 結論

本稿においては、ヴァッテルの干渉論とオッペンハイムの干渉論を比較検討することによって、干渉論の展開におけるヴァッテルの位置づけを明確化するとともに、干渉論の構造をそれぞれの学者が採用した方法論の帰結として理解することを試みた。

ヴァッテルは自然法論に立ち、具体的には自然状態としての国際社会、国民の自然的自由、自己保存義務などの理論的前提を第一義的判断基準として干渉論を構築していた。このような抽象的議論の結果、不干渉原則、主権間の利益の調整としての干渉論、干渉概念といった大きな枠組みはヴァッテルにおいて成立しているが、不干渉原則の主体や、個々の例外などの細部は未発達であったと結論づけることができる。

したがってヴァッテルにおいて自然法的方法論の帰結として干渉論の巨視的枠組みが成立しているわけだが、ここで問題になるのは、このような不干渉原則の巨視的枠組みはヴァッテルにおいて初めて成立したのか、という点である。本稿で試みたように、干渉論を方法論の関数として把握できるとするならば、ヴァッテルと同様に自然法論を採用し、一定の理論的前提を判断基準に演繹的に議論を構築していると考えられる先行諸学説においても、不干渉原則の巨視的枠組みが見出される可能性がある。この点を明らかにすることが今後の第一の課題である。

また、ヴァッテルにおいては見出せなかった、不干渉原則の主体や例外についての詳細な議論、すなわちオッペンハイムの干渉理論の原型がいつ成立したかも問題となる。私見では、オッペンハイムの議論の萌芽は19世紀前半のホイートン

(H. Wheaton 1785-1848) に見出せる。ホイートンは、オースティンの実証主義に触発された法理解を示し¹⁶⁵、干渉論と戦争論を19世紀前半の諸大国の執行と国際法の執行、共同体への理論的関心に基づいて構成しているのである。¹⁶⁶ この点についてもより詳細な検討が必要である。

最後に、オッペンハイムの干渉論が、戦間期以降の学説においてどのように受容され、あるいは否定されたか、という問題がある。前述したように、ヴァッテルへの回帰を主張するロウの議論の前提には、自然法を認める彼の方法があると解釈できた。また、現代国際法学における人道的干渉の合法性についての対立の背景には、方法論の相違があるという指摘がなされている。¹⁶⁷ 本稿の視

点からは、オッペンハイム以降の干渉論の展開も、オッペンハイムの方法論の受容や否定、変容の帰結として説明できるのではないかと考えられる。このように個々の干渉論の方法論的前提を明らかにし、その価値を評価して初めて、ロウのようにヴァッテルを議論の根拠に据えることの妥当性を判断できる。

すなわち、ヴァッテル以前の学説、ヴァッテル以降の学説、戦間期以降の学説を検討することによって、国際法学成立以降の干渉論の歴史的展開の中にヴァッテルやオッペンハイムの干渉理論を位置づけ、その意義を明確化し、同時にその展開を方法論の展開との関係で把握できるか否かを検討するのが、今後の課題である。¹⁶⁸

¹ M. Schröder, "Non-Intervention, Principle of," in R. Bernhardt ed., *Encyclopedia of Public International Law*, vol.7, Amsterdam: North-Holland Publishing Company, 1984, p.358; 松田竹男「現代国際法と内政不干渉の原則」(上)『科学と思想』53号(1984年)、25頁; 広部和也「内政不干渉義務の成立と変容」『国際問題』318号(1986年)、5頁; P.H. Winfield, "The History of Intervention in International Law," *British Yearbook of International Law*, vol.3 (1922-1923), p.133.

² R.J. Vincent, *Nonintervention and International Order*, New Jersey: Princeton University Press, 1974, p.24-30; 金東勲「国内問題・国内事項不干渉の原則」寺沢一、内田久司編『国際法の基本問題』有斐閣、1986年、75頁も参照。フェンウィック(C.G. Fenwick)は、ヴァッテルが提示した基本原則は現在でも依然として実定国際法の正確な言明だが、これらの原則を適用するための個々の実際の規則は現在では有効性を持たないとする。C.G. Fenwick, "The Authority of Vattel II," *The American Political Science Review*, vol.8 (1914), pp.376, 389-391. そして基本原則として国家の独立・平等を挙げているが、その例外としての干渉については、多くの修正点を指摘している。*Ibid.*, pp.377-382.

³ Winfield, *supra* n.1, p.132.

⁴ P.H. Winfield, "The Grounds of Intervention in International Law," *British Yearbook of International Law*, vol.5 (1924), pp.149-162.

⁵ 田畑茂二郎『国際法 I [新版]』法律学全集 55、有斐閣、1976年、379-380頁。松田、前掲論文(注1)、24-32頁も参照。

⁶ V. Lowe, "The Principle of Non-Intervention: Use of Force," in V. Lowe and C. Warbrick eds., *The United Nations and the Principles of International Law: Essays in Memory of Michael Akehurst*, London: Routledge, 1994, p.67.

⁷ *Ibid.*, pp.75-77.

⁸ *Ibid.*, p.79.

⁹ 藤田は、「18世紀の国際法学、特にヴァッテルの『国際法』においては、啓蒙期自然法思想や社会契約論に依拠して国民(Nation)(=国家(Etat))を一つの単位とみなすと同時に、国民主権にも似たNationの自決権の萌芽ともみろべき発想が示されていた」と述べる。藤田久一『国際法講義 I 国家・国際社会』東京大学出版会、1992年、124頁。

¹⁰ Lowe, *supra* n.6, pp.77-81.同じように人民主権による国家主権の克服という認識に基づき、抑圧された人民への支援権として人道的干渉を構成する有力な学説が存在する。F.R. Tesón, *Humanitarian Intervention: an Inquiry to Law and Morality*, New York: Transnational Publishers, 1988; W.M. Reisman, "Sovereignty and Human Rights in Contemporary International Law," *American Journal of International Law*, vol.84

(1990), pp.866-876.

¹¹ ヴァッテルの議論の演繹性に注意を喚起してはいるが、それがその干渉論や、19世紀以降の歪曲、現代におけるそこへの回帰にどう関わるのかは明確には議論されていない。Lowe, *supra* n.6, p.75.ただし、彼は国際法規則は国家実行から単純に生じるのではなく、法律家や裁判所による体系化によって初めて明確な形を与えられると述べ、実証主義の限界を指摘している。Ibid., p.72. この主観的判断による規則の定式化において、自然法の働く余地があると主張されていると考える。Ibid., p.75.

¹² A. Nussbaum, *A Concise History of the Law of Nations*, New York: The Macmillan Company, 1950, p.222.

¹³ これに対してフェラン (F.G. Whelan) は、後世において慣習法として説明される規則の多くが、それ以前に自然法学派によって定式化されたものであり、自然法の時代と実証主義の時代の間には実質的な連続性があると述べ、とりわけヴァッテルは19世紀においても権威を保っていた、と主張している。F.G. Whelan, "Vattel's Doctrine of State," *History of Political Thought*, vol.9 (1988), pp.62-63.

¹⁴ Nussbaum, *supra* n.12, p.277.

¹⁵ L. Oppenheim, *International Law: a Treatise*, vol.1, Peace, 8th ed., by H. Lauterpacht, London: Longmans, Green and Co., 1955, pp.304-320.

¹⁶ L. Oppenheim, *International Law: a Treatise*, vol.1, Peace, London: Longmans, Green, and Co., 1905, p.92.

¹⁷ W.M. Reisman, "Lassa Oppenheim's Nine Lives," *Yale Journal of International Law*, vol.19 (1994), p.264.

¹⁸ オースティンは、例えば次のように述べている。「より正確に言えば、国際法あるいは諸国民の間に通用している法は、相互に関係づけられているとみなされる主権者達の行動に関連する。そしてそれゆえに、次のことが必然的に帰結する。すなわち、諸国民の間に通用している法は実定法ではない。なぜなら、あらゆる実定法は、ある主権者から、彼に対して従属状態にある一または多数の人間に対して課されるものだからである。すでに示唆したように、諸国民の間に通用している法は、不適切にも法と呼ばれているが、一般的意見によって課されるものである。それによって課される義務は、道徳的制裁によって執行される。すなわち、一般的に受容され尊重されている諸原則 (maxims) を侵害した場合に、一般的敵対を引き起こし、そのほぼ確実な害悪を被ることについての、諸国民あるいは主権者達の恐怖によって」。J. Austin, *The Province of Jurisprudence Determined and the Use of the Study of Jurisprudence*, with an Introduction by H.L.A. Hart, London: Weidenfeld and Nicolson, 1954, p.201.

¹⁹ Oppenheim, *supra* n.16, pp.4-5.

²⁰ Ibid., p.8.

²¹ Ibid., p.15.

²² Ibid., pp.21-22.

²³ L. Oppenheim, "Zur Lehre vom internationalen Gewohnheitsrecht," *Niemeyers Zeitschrift für Internationales Recht*, vol.25 (1915), p.12.

²⁴ L. Oppenheim, "The Science of International Law: its Task and Method," *American Journal of International Law*, vol.2 (1908), p.333.

²⁵ Oppenheim, *supra* n.16, p.24.

²⁶ Oppenheim, *supra* n.24, pp.336-348.

²⁷ Ibid., p.353. また、ibid., pp.334-335; L. Oppenheim, *The Future of International Law*, Oxford: Clarendon Press, 1921, p.58. も参照。

²⁸ Oppenheim, *supra* n.23, p.8.

²⁹ Oppenheim, *supra* n.16, p.181.

³⁰ Ibid., pp.182-183.

³¹ その点は、二国間の紛争に対する干渉の方法についての彼の議論からも確かめることができる。彼は次のように言う。「二国間の紛争に対する干渉は、一定の方法で紛争を解決することの命令的要求 (dictatorial request) を伴う、紛争国の一方あるいは双方に対する通告の形態をとる。……しかしながら、もし一あるいは両当事者が従わない場合には、その干渉は放棄され、平時封鎖、軍事占領などの、単なる要求よりも強制的な行為がとられるであろう。干渉のために戦争が宣言されることすらありうる」。L. Oppenheim, *International Law: a Treatise*, vol.2,

War and Neutrality, 3rd ed., by R.F. Roxburgh, London: Longmans, Green and Co., 1921, p.60.

³² また、復讐との関係も問題になる。オッペンハイムは干渉と復讐を区別しているようである。例えば彼は平時封鎖に関する議論において、「あらゆる平時封鎖の事例は干渉か復讐の事例である」(*Ibid.*, p.53.)と述べ、19世紀に起こった諸事例を復讐と干渉に分類している。*Ibid.*, pp.53-54. また、在外自国民保護権に関しては、自国民が侵害された国家は、権利実現のために報復、復讐、干渉、さらには戦争も行いうると述べられている。Oppenheim, *supra* n.16, p.375.しかしこの区別の基準はやや不明確である。オッペンハイムは復讐を、「一国の他国に対する侵害のあるいは国際不法行為 (internationally wrongful act) で、後者自身の国際義務の不履行 (international delinquency) によって作り出された紛争 (difference) の満足な処理への同意を、後者に強制 (compelling) するために例外的に許容されるものである」(Oppenheim, *supra* n.31, p.44.)と定義している。この定義から見限り、復讐も他国を強制するための手段である。したがって復讐も命令的介入の性格を持つと捉えうる。ただし、オッペンハイムは、復讐が干渉の性格を持つ場合があるとしても、通常は復讐は命令的介入には至らないと考えていたと見ることはできる。

³³ 基本権理論については、G. Gidel, “Droits et devoirs des nations: la théorie classique des droits fondamentaux des Etats,” *Recueil des Cours*, tome10 (1925-V), pp.537-599.を参照。

³⁴ Oppenheim, *supra* n.16, pp.158-159.

³⁵ *Ibid.*, p.160.

³⁶ *Ibid.*, pp.181-182.

³⁷ *Ibid.*, p.182.

³⁸ *Ibid.*, p.183.

³⁹ *Ibid.*, pp.183-184.

⁴⁰ *Ibid.*, p.174.

⁴¹ オッペンハイムは、国際人格を持つ連邦構成国としてドイツとスイスの構成国を挙げる。*Ibid.*, p.131.従属国としては、ブルガリア、エジプト、クレタを挙げている。*Ibid.*, p.137.被保護国としてはアンドラ、サンマリノを挙げている。*Ibid.*, p.139.

⁴² *Ibid.*, pp.101-102.

⁴³ *Ibid.*, p.108.

⁴⁴ *Ibid.*, p.184, n.1.

⁴⁵ *Ibid.*, p.184, n.2.

⁴⁶ *Ibid.*, p.185.

⁴⁷ *Ibid.*, p.177.

⁴⁸ *Ibid.*, pp.179-180.

⁴⁹ *Ibid.*, p.185.

⁵⁰ *Ibid.*, p.185.

⁵¹ *Ibid.*, pp.185-186.

⁵² *Ibid.*, p.186.

⁵³ *Ibid.*, pp.186-187.

⁵⁴ *Ibid.*, p.346.

⁵⁵ *Ibid.*, p.347.

⁵⁶ *Ibid.*, pp.4, 30-31.

⁵⁷ *Ibid.*, p.3.

⁵⁸ *Ibid.*, p.183.

⁵⁹ H. Bull, “The Grotian Conception of International Society,” in H. Butterfield and M. Wight eds., *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*, London: George Allen & Unwin Ltd, 1966, p.63.

⁶⁰ 最初から不干渉原則の保護の対象でないことと、正当化される干渉によって例外的に不干渉原則の保護が受けられない場合は区別する必要がある。ある主体が不干渉原則の保護対象でないということは、その主体が、そもそも主権か主権を代表して行使する資格を持っておらず、したがって主権の行使に対する強制的禁止、すなわち不干渉原則がその主体に適用されない、ということの意味する。したがってこの主体への強制は、主権を行使する資格を持つ主体への強制ではないので、厳密には定義上最初から干渉でない。これに対して、正当化される干渉によ

て不干渉原則の保護が制限されるということは、強制の対象になる主体が主権を行使する資格を持ち、したがって不干渉原則の保護対象であることを前提に、一定の場合その主体への強制が認められることを意味する。

⁶¹ Oppenheim, *supra* n.16, p.405.

⁶² *Ibid.*, pp.106-107.

⁶³ *Ibid.*, p.403.

⁶⁴ *Ibid.*, p.66.

⁶⁵ *Ibid.*, p.67.

⁶⁶ Oppenheim, *supra* n.31, p.40-41.

⁶⁷ *Ibid.*, p.67.

⁶⁸ 例えば松田、前掲論文(注1)、30-31頁、D.W. Bowett, *Self-Defence in International Law*, Manchester: Manchester University Press, 1958, pp.117-120; C.H.M. Waldock, "The Regulation of the Use of Force by Individual States in International Law," *Recueil des Cours*, tome81 (1952-II), p.468.ただし、ブラウンリー(I. Brownlie)やウォルドックによれば、平時国際法上の強制手段という範疇は、戦争状態の適用の回避を望む国家実行によって成立したものであり、戦争状態の回避という利益の代償として、平時における強制には復讐や正当化される干渉などの目的についての制限や、均衡性などの強制の程度についての制限が課されたのである。そのように考えるなら、この二元構造は必ずしも不合理なものではない。I. Brownlie, *International Law and the Use of Force by States*, Oxford: Clarendon Press, 1963, p.28; Waldock, *supra* n.68, p.457.他方、伝統的国際法においても戦争は制裁(sanction)としてしか正当化されないと主張するケルゼンは、その根拠の一つとして、いかなる戦争も合法とする場合に生じる、復讐と戦争の間のこのようなねじれ現象の非合理性を挙げている。H. Kelsen, *Théorie générale du droit et de l'État suivi de la doctrine du droit naturel et le positivisme juridique*, traduit par Béatrice Laroche et Valérie Faure, Bruylant: L.G.D.J., 1997, p.388.

⁶⁹ オッペンハイムの戦争観と彼の方法論との関係については、今後の課題としたい。ブル(H.Bull)はオッペンハイムの戦争論が国家実行と完全に一致しているとする。Bull, *supra* n.59, p.54.

⁷⁰ Oppenheim, *supra* n.23, p.8.

⁷¹ Separate Act annexed to the Convention signed at London on the 15th of July, 1840, in T.E.Holland ed., *The European Concert in the Eastern Question: a Collection of Treaties and Other Public Acts*, Oxford: Clarendon Press, 1885, pp.93-95.

⁷² *Ibid.*, pp.110-128.

⁷³ 19世紀前半の外交・国家実行については、H. Temperley, *The Foreign Policy of Canning 1822-1827: England, the Neo-Holy Alliance, and the New World*, London: G.Bell and Sons, 1925; 高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』中央公論社、1978年; H.A. Kissinger, *A World Restored: Metternich, Castlereagh, and the Problems of Peace 1812-22*, Boston: Houghton Mifflin Company, 1957; M. Bourquin, "La Sainte-Alliance: un essai d'organisation européenne," *Recueil des Cours*, tome83 (1953-II), pp.377-463; 山田慎人『『欧州協調』の運営原則1815-1848』(一)(二)『法学論叢』第142巻第1号、第143巻第5号(1997-1998年)、31-54頁、99-117頁、などを参照。

⁷⁴ 1820 November 19, Troppau Protocol, in W.G. Grewe ed., *Fontes Historiae Juris Gentium*, vol. 3/1, 1815-1945, Berlin and New York: Walter de Gruyter, 1992, pp.110-112. また、1821 May 12, Austro-Prusso-Russian Circular Dispatch, in *ibid.*, p.122.も参照。

⁷⁵ Visct. Castlereagh to the British Ministers at Foreign Courts, 19th January, 1821, in Great Britain, Foreign Office, *British and Foreign State Papers 1820-1821*, vol.8 (1830), p.1162.

⁷⁶ 1848年革命については、P. Bastid, "La Révolution de 1848 et le droit international," *Recueil des Cours*, tome72 (1948-I), pp.168-282; ルイス・ネイミア著、都築忠七・飯倉章訳『1848年革命—ヨーロッパ・ナショナリズムの幕開け』平凡社、1998年、などを参照。

⁷⁷ E. Ashley, *The Life and Correspondence of Henry John Temple Viscount Palmerston*, vol. 2, London: Richard Bentley & Son, 1879, p.71.

⁷⁸ Circulaire de M. de Lamartine, ministre des affaires étrangères, aux agents diplomatiques de la République, en date du 2 Mars 1848, in *Nouveau recueil général de traités, conventions et autres transactions remarquables, servant à la connaissance des relations des puissances et États dans leurs rapports mutuels*, tome 12, année 1848 (1854), p.69.

- ⁷⁹ Metternich an Lebzelttern in Pétersburg (D.), 7. März 1848, in Richard Metternich-Winneburg ed., *Aus Metternich's nachgelassenen Papieren*, 7. Band, Wien: Wilhelm Braumüller, 1883, pp.596-597.
- ⁸⁰ ロシアの援助については、Bastid, *supra* n.76, pp.245-250.を参照。1848年以來、ハンガリーは自由化を要求していたが、1849年3月独立を宣言した。オーストリア政府はこれに対してロシアの援助を要請した。
- ⁸¹ Manifest of the Emperor of Russia April 26, 1849, in Great Britain, Foreign Office, *British and Foreign State Papers 1849-1850 (I)*, vol.38 (1862), p.1100.
- ⁸² Extract from the "Journal de St. Petersburg," May 11, 1849, in *ibid.*, p.1100.
- ⁸³ H.Temperley and L.M.Penson, *Foundations of British Foreign Policy: From Pitt (1792) to Salisbury (1902)*, London: Frank Cass & Co., 1966, p.177.
- ⁸⁴ J.A.R.Marriott, *The Eastern Question: a Historical Study in European Diplomacy*, Oxford, 1917, pp.335-336.
- ⁸⁵ Collective Note presented to the Porte by the Representatives of Great Britain, Austria- Hungary, France, Germany, Italy, and Russia, March 2, 1897, in *Nouveau recueil général de traités et autres actes relatifs aux rapports de droit international*, deuxième série, tome28 (1902), p.639.
- ⁸⁶ Collective Note presented to the Greek Government by the Representatives of Great Britain, Austria-Hungary, France, Germany, Italy, and Russia, March 2, 1897, in *ibid.*, p.640.
- ⁸⁷ Oppenheim, *supra* n.16, pp.186-187.
- ⁸⁸ *Ibid.*, p.8.
- ⁸⁹ *Ibid.*, p.13.
- ⁹⁰ *Ibid.*, p.187.
- ⁹¹ *Ibid.*, pp.187-188.
- ⁹² *Ibid.*, pp.73-74.
- ⁹³ 別の解釈も存在する。アング (A. Anghie) によれば、オッペンハイムやその他の実証主義者の“社会”概念の強調は、オースティンの法概念に対する反論として理解できる。すなわち、まず第一に国際法学者達は、慣習法の存在をもってオースティンの法概念の不十分さと国際法の法的性格を主張したが、その慣習法の基盤として社会の存在を強調する必要があった。第二に、オースティンの主権概念に照らせば、非ヨーロッパ諸国も主権国家とみなされうるが、これは国際法学者には受け入れがたかった。そこで彼らは社会概念を導入して、非ヨーロッパ諸国を文明国際社会から排除することによって、その主権を否定したのである。A. Anghie, "Finding the Peripheries: Sovereignty and Colonialism in Nineteenth- Century International Law," *Harvard International Law Journal*, vol.40 (1999), pp.16-17, 28-29, 32.
- ⁹⁴ Oppenheim, *supra* n.23, p.13.
- ⁹⁵ Oppenheim, *supra* n.16, p.10.
- ⁹⁶ *Ibid.*, pp.10-12.
- ⁹⁷ *Ibid.*, pp.54-60.
- ⁹⁸ *Ibid.*, pp.60-61.
- ⁹⁹ Bull, *supra* n.59, pp.66-67.
- ¹⁰⁰ H.J. Morgenthau, "Positivism, Functionalism, and International Law," *American Journal of International Law*, vol.34 (1940), p.273; M.S. McDougal, H.D. Lasswell, and W.M. Reisman, "Theories about International Law: Prologue to a Configurative Jurisprudence," *Virginia Journal of International Law*, vol.8 (1968), pp.252-254. ローターバクト (H. Lauterpacht) は、国家の明示・黙示の同意に基づかない国際法規則が存在することをもって、オッペンハイムらの実証主義を批判する。H. Lauterpacht, *Private Law Sources and Analogies of International Law: with Special Reference to International Arbitration*, New York: Longmans, Green, 1927, pp.52-53.これも、オッペンハイムの方法では現実に存在する国際法を十分に認識できないことを批判するものと解釈できる。そのように解釈するなら、この批判はアゴ (R. Ago) による法実証主義批判に重なると言いうる。R. Ago, "Positive Law and International Law," *American Journal of International Law*, vol.51 (1957), pp.700-707.
- ¹⁰¹ シュワルツェンバーガー (G. Schwarzenberger) は、オッペンハイム達は国家実行を体系的に検討せずに、自然法と実定法から自ら好むように取捨選択しているとし、このような方法を恣意的な折衷主義 (arbitrary Eclecticism) と呼ぶ。G. Schwarzenberger, *The Inductive Approach to International Law*, London: Stevens

and Sons, 1965, pp.13-19.

¹⁰² Reisman, *supra* n.17, p.265.

¹⁰³ M. Koskenniemi, *From Apology to Utopia: the Structure of International Legal Argument*, Helsinki: Finnish Lawyers' Publishing Company, 1989, chap.8; N. Purvis, "Critical Legal Studies in Public International Law," *Harvard International Law Journal*, vol.32 (1991), pp.118-120; U. Fastenrath, "Relative Normativity in International Law," *European Journal of International Law*, vol.4 (1993), pp.310-324. 批判法学の全体像については、D.Z. Cass, "Navigating the Newstream: Recent Critical Scholarship in International Law," *Nordic Journal of International Law*, vol.65 (1996), pp.341-383.を参照。

¹⁰⁴ M. Koskenniemi, "The Normative Force of Habit: International Custom and Social Theory," *Finnish Yearbook of International Law*, vol.1 (1990), pp.77-78.

¹⁰⁵ Oppenheim, *supra* n.16, p.181.

¹⁰⁶ E. de Vattel, *Le droit des gens, ou principes de la loi naturelle, appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains*, 1758, Reprinted in Buffalo: William S. Hein & Co., Inc., 1995, Préface.

¹⁰⁷ *Ibid.*, Préliminaires, para.6.

¹⁰⁸ *Ibid.*, Préliminaires, para.7.

¹⁰⁹ *Ibid.*, Préliminaires, para.16.

¹¹⁰ *Ibid.*, Préliminaires, para.28.

¹¹¹ *Ibid.*, Préliminaires, para.21.

¹¹² *Ibid.*, Préliminaires, para.17.

¹¹³ *Ibid.*, Préliminaires, para.28, 22.

¹¹⁴ *Ibid.*, Préliminaires, para.27.

¹¹⁵ *Ibid.*, Livre III, Chapitre xii, para.192.

¹¹⁶ *Ibid.*, Préface.

¹¹⁷ *Ibid.*, Livre II, Chapitre iv, para.55.

¹¹⁸ Lowe, *supra* n.6, p.76.

¹¹⁹ その点は、宗教問題に関する不干渉についてのヴァッテルの議論から確かめることができる。彼は言う。「それゆえ、ある国民の権利を侵害し、侮辱することなしに、その国民の意思に反して宗教問題に干渉することができない、ということは確かである。ましてや (Beaucoup moins)、自らが神聖だとみなす教義や宗教を受け入れることを強いるために、武力 (force des Armes) を用いることは許されない」。Vattel, *supra* n.106, Livre II, Chapitre iv, para.59.

¹²⁰ *Ibid.*, Livre II, Chapitre iv, para.57.

¹²¹ *Ibid.*, Livre III, Chapitre iii, para.26.

¹²² *Ibid.*, Livre II, Chapitre iv, para.54.

¹²³ *Ibid.*, Préliminaires, para.15.

¹²⁴ Lowe, *supra* n.6, p.75.

¹²⁵ ジデル (G. Gidel) によれば、基本権の伝統的理論を確立したのはヴァッテルである。Gidel, *supra* n.33, p.565.

¹²⁶ Vattel, *supra* n.106, Preface.

¹²⁷ P.P. Remec, *The Position of Individual in International Law according to Grotius and Vattel*, Hague: Martinus Nijhoff, 1960, p.160.

¹²⁸ Vattel, *supra* n.106, Livre II, Chapitre iv, para.57.

¹²⁹ *Ibid.*, Livre I, Chapitre i, para.4.

¹³⁰ *Ibid.*, Livre I, Chapitre i, para.5-8.

¹³¹ *Ibid.*, Livre I, Chapitre i, para.10.

¹³² 臣従国家としてはナポリが、連邦国家としてはオランダとスイスが、それぞれ挙げられている。*Ibid.*, Livre I, Chapitre i, para.8, 10.

¹³³ *Ibid.*, Livre II, Chapitre iv, para.56.

¹³⁴ *Ibid.*, Livre I, Chapitre iv, para.38.

¹³⁵ *Ibid.*, Livre I, Chapitre iii, para.27, 29.

¹³⁶ *Ibid.*, Livre I, Chapitre iii, para.28, 31.

¹³⁷ *Ibid.*, Livre I, Chapitre iv, para.46.

¹³⁸ *Ibid.*, Livre I, Chapitre iv, para.51.

¹³⁹ *Ibid.*, Livre I, Chapitre v, para.60.

¹⁴⁰ もし、支配者が現実にも実効的に支配している場合には常に国民の黙示の同意があるとみなされるなら、それは実効的支配による代表資格の基準とかわらないことになるだろう。しかしヴァッテルはそのような考えはとっていないと考えられる。彼は、保護国が被保護国の権利を侵害した場合に、被保護国民の黙認が前者の篡奪を正当化すると述べているが、同時に、「黙示の同意を表すためには、沈黙は自発的なものでなければならないことに注意しなければならない。もし劣るほうの国民が、暴力と恐怖が異議の証言を抑圧していたことを証明するなら、その沈黙から何らの結論も下せないし、またそれは篡奪者にいかなる権利も与えない」と言っている。*Ibid.*, Livre I, Chapitre x vi, para.199.この言明は他の場合における黙認にも適用されると考えられる。

¹⁴¹ E. Jouannet, *Emer de Vattel et l'émergence doctrinale du droit international classique*, Paris: Pedone, 1998, p.338.

¹⁴² Vattel, *supra* n.106, Préliminaires, para.1.

¹⁴³ *Ibid.*, Livre I, Chapitre x ii, para.139.

¹⁴⁴ *Ibid.*, Livre I, Chapitre i, para.3.

¹⁴⁵ *Ibid.*, Livre I, Chapitre iii, para.33.

¹⁴⁶ *Ibid.*, Livre I, Chapitre v, para.66.

¹⁴⁷ A. Mallarmé, "Emer de Vattel," in *Les fondateurs du droit international*, Paris: V. Giard & E. Brière, 1904, pp.596-597; Nussbaum, *supra* n.12, p.157; Whelan, *supra* n.13, pp.67, 70; Jouannet, *supra* n.141, p.323.

¹⁴⁸ Vattel, *supra* n.106, Livre II, Chapitre iv, para.56.

¹⁴⁹ *Ibid.*, Livre III, Chapitre x viii, para.293.

¹⁵⁰ *Ibid.*, Livre III, Chapitre iii, para.40.

¹⁵¹ *Ibid.*, Livre III, Chapitre x viii, para.296.また Whelan, *supra* n.13, pp.64-70.も参照。マラルメ (A. Mallarmé) やスキエニッキ (W. Sukiennicki) は、ヴァッテルにおいて、一方では不干渉原則を主張しながら、他方でそれを動揺させるような例外を認めるという矛盾が存在すると主張している。Mallarmé, *supra* n.147, p.595; W. Sukiennicki, *La souveraineté des Etats en droit international moderne*, Paris: A. Pedone, 1927, pp.125-126.このような主張に対して柳原は、そもそもヴァッテルの主権概念は外国のあらゆる干渉を排撃するものではなかったとして、少なくとも理論的な矛盾は存在しないと主張している (柳原正治『ヴォルフの国際法理論』有斐閣、1998年、271-272頁、注58.)。しかしながら、以上に検討したように、彼らにおいて矛盾と感じられる帰結は、ヴァッテルの不干渉原則の保護対象が既存政府ではなく国民であることから、論理的に生じていると解釈することができる。

¹⁵² ここからヴァッテルの国家概念を、ヨーロッパ史における国家概念の変遷の文脈に位置づけることができるかもしれない。ヨーロッパにおいては18世紀末にいたるまで、社会と分離され、常備軍と整備された行政組織をもつ機構としての国家概念は確立していなかった。村上淳一『近代法の形成』岩波書店、1979年、2頁; O. Brunner, *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*, Göttingen, 1968, p.186 (オットー・ブルンナー (石井他訳) 『ヨーロッパその歴史と精神』岩波書店、1974年、286-287頁)。当時においては、アリストテレス的伝統の下、自由人ないし様々の自立的権力の形成する法共同体こそが、国家ないし政治社会 (*civitas sive societas civilis*) にほかならぬとされていた。村上、前掲書 (注152)、同頁。例えばトマス・アクィナスやスアレスにおいては、「市民社会あるいは国民あるいは国家」という言い方がなされている。Brunner, *supra* n.152, p.188 (邦訳287頁)。このような国家=政治社会の概念は、王権による権力集中の進展に伴い、最終的にヘーゲルによる市民社会と制度としての国家の分離によって克服されたとされる。*Ibid.*, pp.194-197 (邦訳296-300頁); 村上、前掲書 (注152)、55-61頁。従ってヴァッテルが生きた18世紀中葉においては、未だこのようなアリストテレス的国家観はその生命を完全には失っていなかったと考えられるのである。例えば、彼がその著作に多くを負っているヴォルフについては、『(合理的な支配と行政の) 組織としての国家と、臣民団体としての社会の区別』をはっきりせずに、国家を家長=自権者からなる政治社会と捉えるという、政治社会=国家論の伝統の上に、ヴォルフもまた基本的には立脚していたことが指摘されている。柳原、前掲書 (注151)、114頁。N.G. Onuf, "Civitas Maxima: Wolff, Vattel, and the Fate of Republicanism," *American Journal of International Law*, vol.88 (1994), pp.287-292.も参照。

¹⁵³ ウィンフィールドは、内戦の一方当事者への支援権は、当時の国家実行を制限的に言明したのもであると主張し

ている。Winfield, *supra* n.1, p.137. ライブシュタイン (E. Reibstein) は、宗教戦争当時の国家実行においては叛徒に対する援助は認められていたとする。E. Reibstein, "Die Dialektik der souveränen Gleichheit bei Vattel," *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, vol.19 (1958), p.625. ラング (D.G.Lang) は、「おそらく現実の国家実行に強力な先例が存在した」、と述べている。D.G. Lang, *Foreign Policy in the Early Republic: the Law of Nations and the Balance of Power*, Baton Rouge: Louisiana State University Press, 1985, p.31.

¹⁵⁴ Vattel, *supra* n.106, Livre II, Chapitre iv, para.56.

¹⁵⁵ *Ibid.*, Livre II, Chapitre iv, para.49-53.

¹⁵⁶ *Ibid.*, Livre III, Chapitre iii, para.26.

¹⁵⁷ *Ibid.*, Livre II, Chapitre iv, para.50.

¹⁵⁸ *Ibid.*, Livre III, Chapitre iii, para.26.

¹⁵⁹ *Ibid.*, Livre III, Chapitre iii, para.43-44.

¹⁶⁰ *Ibid.*, Préliminaires, para.16.

¹⁶¹ *Ibid.*, Préliminaires, para.20.

¹⁶² *Ibid.*, Livre II, Chapitre x ii, para.164.

¹⁶³ *Ibid.*, Livre II, Chapitre x v, para.222.条約の不履行に対して当該主権者は何らかの理由を持つことができ、他国はそれについて判断権を持たない、という理由に基づく。

¹⁶⁴ *Ibid.*, Préliminaires, para.22-23.

¹⁶⁵ *Ibid.*, Livre III, Chapitre x ii, para.188-189.

¹⁶⁶ *Ibid.*, Livre III, Chapitre x ii, para.190.

¹⁶⁷ ジュアネ (E. Jouannet) は、意思国際法による正戦の無力化において、自由で平等な諸国家からなる国際秩序の維持・安定という機能が、正義の実現という機能の犠牲の上に表れているとする。Jouannet, *supra* n.141, p.229. 柳原はヴァッテルの形式戦争と紛争解決についての議論を検討して、「ヴァッテルによれば、戦争は正当な側による法＝権利の追求というよりは、両当事者がその自然的自由からして、権利あるいは権利の侵害をめぐる国家間の紛争を解決するためにとることができる、一つ的手段とみなされている」、と述べている。柳原正治「紛争解決方式の一つとしての戦争の位置づけに関する一考察」杉原高嶺編『小田先生古稀祝賀 紛争解決の国際法』三省堂、1997年、7頁。

¹⁶⁸ ヴィンセントやラングは勢力均衡が不干渉原則の例外として認められているとする。Vincent, *supra* n.2, pp.30, 290; Lang, *supra* n.153, p.29.しかし以上の検討に明らかな通り、そうとは言えない。また、このような国家の独立・自由の重視が、当時の国家実行をどの程度反映しているか、という点については別途検討する必要がある。ライブシュタインは、ヴァッテルの戦争観には当時の国家実行が反映していると考えているようである。Reibstein, *supra* n.153, pp.618-619. ジュアネは、超国家的機関の欠如という、国際共同体の基盤をなす諸原理 (éléments) の観察から、ヴァッテルの理論が導き出されているとする。Jouannet, *supra* n.141, p.227.

¹⁶⁹ ただし以下の点が留保される。ヴァッテルは、例えば公然と (ouvertement) 正義を軽視する国民や、理由や見かけ上の動機もなしに戦争を行う人民を、すべての国が共同で鎮圧する権利を認めている。Vattel, *supra* n.106, Livre II, Chapitre v, para.70, Livre III, Chapitre iii, para.34; これらの事例は、違法行為を行う国が自らの国際法上の正当性を主張しない場合であり、認定に関するこれらの国の自由・独立は問題にならないと考えられる。このように行為の違法性が争われない場合には、形式戦争の導入は必要ないと解釈することが可能である。そうだとするならば、これらの限られた事例においては、国際法の執行としての強制が存在すると言いうる。A de La Pradelle, "Introduction," in *ibid.*, pp. x x v - x x vi; J.J. Manz, *Emer de Vattel: Versuch einer Würdigung*, Zürich: Schulthess Polygraphischer Verlag, 1971, pp.145-150.も参照。

¹⁷⁰ Vattel, *supra* n.106, Livre II, Chapitre ix, para.119.

¹⁷¹ *Ibid.*, Livre II, Chapitre ix, para.120-125, Livre III, Chapitre vii, para.122.また、La Pradelle, *supra* n.169, pp. x iv - x v, も参照。

¹⁷² Vattel, *supra* n.106, Livre III, Chapitre vii, para.107.

¹⁷³ *Ibid.*, Livre II, Chapitre ix, para.117.

¹⁷⁴ *Ibid.*, Livre II, Chapitre ix, para.118, 119.

¹⁷⁵ このような必要権に関する議論が、どの程度当時の国家実行を反映しているかが、別途問題になる。ヴァッテルは自己の議論がヴォルフに負っていることを明示している。*Ibid.*, Livre II, Chapitre ix, para.119. ここからヴァッ

テルの必要性に関する議論が演繹的なことが窺える。ライプシュタインは、必要性による通行権が当時ヨーロッパで承認されていたかは疑わしいと考えているようである。Reibstein, *supra* n.153, p.623.

¹⁷⁶ Vattel, *supra* n.106, Livre II, Chapitre i, para.2.

¹⁷⁷ *Ibid.*, Livre II, Chapitre i, para.6-7.

¹⁷⁸ 文明と人道の概念が近接している点ではオープンハイムに一致する。

¹⁷⁹ ジュアネによれば、ヴァッテルは経験的・歴史的観察と理性的理由付けを混合した分析を採用している。Jouannet, *supra* n.141, pp.134-135.ただし、「ヴァッテルによって定立された諸規則が基礎を置く骨組み (trame) は、経験的、具体的、歴史的なものである」とされる。*Ibid.*, p.137.マラルメは、ヴァッテルは歴史的な事例を示すことによって実証的に理論を構成する意思を持っていたが、ヴォルフの哲学的・抽象的な方法論を脱することができず、結局実定法は、先験的に定められた抽象的な定式の補完的な証拠の役割しか果たしていない、と述べている。Mallarmé, *supra* n.147, pp.594-596. フェンウィックによれば、彼の議論はまったく演繹的である。C.G. Fenwick, "The Authority of Vattel," *The American Political Science Review*, vol.7 (1913), p.404. また Nussbaum, *supra* n.12, pp.158-159.も参照。

¹⁸⁰ フランス革命と国際法の関わりについては、B. Mirkine-Guetzévitch, "L'influence de la Révolution française sur le développement du droit international dans l'Europe orientale," *Recueil des Cours*, tome 22 (1928-II), pp.295-457; W.G. Grewe, *Epochen der Völkerrechtsgeschichte*, 2. Auflage, Baden-Baden: Nomos Verl.-Ges., 1988, pp.485-498; J. Basdevant, *La Révolution française et le droit de la guerre continentale*, Paris, 1901.などを参照。

¹⁸¹ 1792 Nov.19 Decree of National Convention on assistance to liberated peoples, in W.G. Grewe ed., *Fontes Historiae Juris Gentium*, vol.2, 1493-1815, Berlin and New York: Walter de Gruyter, 1988, p.652. フランス政府は、これらのデクレはフランスと戦争状態にある国に対してしか完全には適用されず、中立国に対しては、ある人民が暴政を揺り動かし、フランス国民の支援を要請する意思を明確に示したときのみ、適用されると説明した。Basdevant, *supra* n.180, pp.163-164; Mirkine-Guetzévitch, *supra* n.180, p.313.

¹⁸² フェランは、ヴァッテルの理論が革命状況における頻繁な干渉に道を開いたようにみえる、と述べている。Whelan, *supra* n.13, p.70.

¹⁸³ 例えば Declaration between Austria and Prussia, signed at Pilnitz, 27 August 1791, 大畑篤四郎編『近代国際関係条約資料集』第6巻、龍溪書舎、1991年、11頁。またロシアのエカテリーナ2世の、「この人民の王権に対する戦いにおいては、フランスの秩序の再建よりも、このように危険で、かつフランスに最も近接する領域がその最初の犠牲になる原則に対する、主権者の勝利を保障することが重要である」という言葉は、フランス革命の戦争が、政府の正当性についての二つの理念の間の戦いであると認識されていたことを明らかにしている。Mirkine-Guetzévitch, *supra* n.180, p.362.

¹⁸⁴ 1793 Apr. 13 Decree of the National Convention on the principle of *Non-Intervention*, in Grewe, *supra* n.181, vol.2, p.658. バドヴァン (J. Basdevant) はこの決議について、「これは、国際的な観点においては人民主権についても君主主権についても語られてはならず、国家主権 (souveraineté de l'Etat) について語られなければならない、ということを確認することである」と述べている。Basdevant, *supra* n.180, p.166.

¹⁸⁵ H. Wheaton, *Éléments du droit international*, tome premier, Leipzig: Brockhaus & Avenarius, 1848, pp. v-vi, 23.

¹⁸⁶ *Ibid.*, pp.75-100, 274-278.

¹⁸⁷ T.J. Farer, "An Inquiry into the Legitimacy of Humanitarian Intervention," in L.F. Damrosch and D.J. Scheffer eds., *Law and Force in the New International Order*, Boulder: Westview Press, 1991, pp.185-188.

¹⁸⁸ コスケニエミ (M. Koskenniemi) によれば、現代の諸国際法理論は、正義の主観性を前提とした結果、具体的な社会過程から法が生じるという社会的法概念 (social conception of law) を採用して法の客観性を維持しようとする。しかし、「社会過程」の意味は観察者に自動的に与えられるものではなく、観察者自身の主観的概念体系 (conceptual matrix, conceptual scheme) による解釈によってのみ与えられるという点で、客観性の主張は破綻している。Koskenniemi, *supra* n.103, pp.153, 154, 187-191, 458-471. この指摘は、本稿で言うところの法概念、検討の対象、判断基準などの違いによって、記述される国際法の内容が決定されるという意味に解釈できる。コスケニエミの用語で言えば、本稿で明らかにしたのは、社会的法概念と非社会的法概念の違いから、オープンハイムとヴァッテルの干渉論の違いが生じているということだと言える。今後の課題は、それぞれの法概念の内部における学者達の概念体系の違いが、干渉論の内容にいかにか影響しているかを明らかにすることだと言える。